

日本航空株式会社

第76期定時株主総会

招集ご通知

日 時 / 2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前8時30分）

会 場 / 東京都江東区有明2丁目1－6
東京ガーデンシアター

議 案 / <会社提案>
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
<株主提案>
第5号議案から第6号議案まで



会社法の改正に従い、株主総会資料はウェブサイトにてご確認いただくことを原則とした電子提供制度が開始されましたが、本株主総会ではお手元で議案をご確認いただけるよう、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主さまへ株主総会資料を書面でお送りしています。

ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

議決権行使の期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時まで

議決権行使も招集ご通知閲覧もスマートフォンで簡単

議決権行使をする！



議決権行使書の右下に記載された2次元バーコードを利用



招集ご通知を見る！



JAPAN AIRLINES

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第76期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

はじめに、2024年度は安全上のトラブルを相次いで発生させ、国土交通省より2度の行政指導を受ける事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。全社一丸となって再発防止と信頼回復に努めてまいります。

さて、コロナ禍を受け、財務基盤の再構築、事業構造改革、事業を通じた社会課題の解決などを目指し、2021年度に策定した5か年の中期経営計画については、これまで着実に遂行してまいりました。2024年度通期の業績も、目標を達成し、EBITは1,724億円、親会社の所有者に帰属する当期利益 1,070億円となりました。これまでの株主の皆さまの温かいご支援に心より感謝申し上げます。

現計画の最終年度となる2025年度に向けて、足元の経営環境の変化等を踏まえ、本年3月に、「中期経営計画ローリングプラン2025」を策定いたしました。経営目標の達成により同計画を完遂し、2026年度以降のさらなる成長へつなげてまいります。

2025年度の業績予想は、EBIT 2,000億円、親会社の所有者に帰属する当期利益 1,150億円、継続的かつ安定的な株主還元のため、年間配当予想は1株当たり92円（配当性向約35%）としております。

JALグループは、社員一人一人の価値創造力を高め、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年5月 代表取締役社長執行役員

鳥取 三津子

JALグループ企業理念

JALグループは、全社員の物心両面の幸福を追求し、

- 一、お客さまに最高のサービスを提供します。
 - 一、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献します。
-



株主各位

証券コード 9201
(発信日) 2025年6月2日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日
東京都品川区東品川二丁目4番11号
日本航空株式会社
代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、3ページの「議決権行使のお願い」に従って、2025年6月23日（月曜日）午後6時までには議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

■日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前8時30分）
■場 所	東京都江東区有明2丁目1－6 東京ガーデンシアター（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
■目的事項 報告事項	1. 第76期（2024年4月1日～2025年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2024年4月1日～2025年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項	<会社提案> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 <株主提案> 第5号議案 定款一部変更（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）の件 第6号議案 定款一部変更（共同保有の開示）の件

- 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
3～4ページに記載の「議決権行使のお願い」をご参照ください。
- ・会場内への危険物、その他円滑な議事進行を妨げる物のお持ち込みはできません。
 - ・当日の議事進行につきましては、日本語で行います。なお、会場に通訳者はおりませんが、株主さまがご自身で通訳者（手話通訳を含む）を帯同される場合は、当日会場受付にてお申し出いただければ入場いただけます。
 - ・総会当日にスタッフによるサポートが必要な株主さまは、総会1週間前までに以下の連絡先にお申し出ください。
JAL株式コールセンター 電話03-6733-3090（土日祝を除く午前9時30分～正午12時/午後1時～午後5時）

以 上

議決権行使のお願い

議決権は株主の皆さまの重要な権利です。ぜひとも行使いただきますよう、お願い申し上げます。



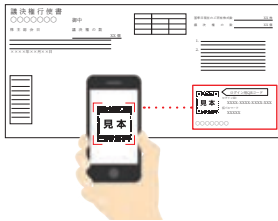
インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 **2025年6月23日（月曜日）午後6時まで**

2次元バーコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使Webサイトにログインすることができます。

議決権行使書（右下）に記載の2次元バーコードを読み取ってください。

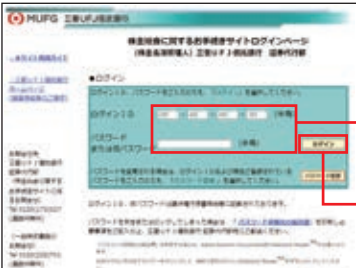


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使Webサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使Webサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力をクリック



「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱い休止となります。
2. 株主さまのインターネット環境によってはご利用いただけない場合もございます。
3. 議決権行使Webサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



郵送による議決権行使のご案内

行使期限 **2025年6月23日（月曜日）午後6時到着分まで**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書 日本航空株式会社 御中

株主総会日
2025年6月24日

議決権の数
株主1名につき1議決権

（※は、上記開票の日本航空株式会社第76期定時株主総会（継続会または基金を含む）の各議案につき、議決権行使書に記入してください。）

議案番号	議案名	賛	否
第1号議案	会社提案	賛	否
第2号議案	株主提案	賛	否
第3号議案	株主提案	賛	否
第4号議案	株主提案	賛	否
第5号議案	株主提案	賛	否
第6号議案	株主提案	賛	否

（ご注意）
各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱われます。

基準日現在の株主名簿記載株式数

議決権の数

お 願 い

- 当目株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご議決権を行使ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただく方法
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
③電子議案の候補者名等のうち、一部候補者を否とされる場合は、賛に○印を表示し、その下の（ ）内に否とされる候補者の番号（株主総会参考資料）において、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください。

ログイン用QRコード

日本航空株式会社

第3号議案については、一部の候補者に異なる意思が表示される場合は当該候補者の番号をご記入ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

インターネットによる議決権行使に必要な
〈ログインID〉と〈仮パスワード〉が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

<会社提案>

第1号議案・第2号議案・第4号議案 第3号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印 全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示の上、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

<株主提案>

第5号議案・第6号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第5号議案から第6号議案は株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

議決権行使に係る注意点

- インターネットで複数回議決権を行使された場合、あるいは議決権行使書面により複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

株主総会の流れ

2025年6月23日まで

株主総会前

Step 1

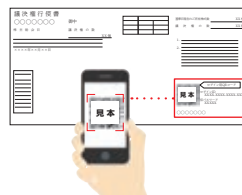
事前質問／回答の確認



▶ 株主さま専用サイトから
ご質問・ご確認いただけます。
(8 ページ参照)

Step 2

議決権の事前行使



▶ 議決権行使書右下の2次元
バーコードから行使い
ただけます。(3 ページ
参照)

※郵送による行使も可能です。

6月9日(月曜日) **正午12時まで**

6月23日(月曜日) **午後6時まで**

株主さま専用サイトにぜひご登録ください。



トップページのイメージ

- ・株主総会に関わるご案内
- ・株主優待
- ・アンケート
- ・お得な情報(サイト限定割引など)
- ・イベント

などの情報を掲載しています。

※詳しくは、本招集ご通知に同封するチラシをご覧ください。

「株主さま専用サイト」
ご登録・ログインはこちら
<https://jal.premium-yutaiclub.jp/>



2025年6月24日 午前10時より

株主総会当日

6月24日以降

株主総会終了後

Step 3

総会ライブ配信を視聴／総会会場で出席

●ライブ配信を視聴する場合

配信日時

午前10時～総会終了まで

LIVE



※ 配信ページは、当日午前9時30分に開設予定です。

▶ 株主さま専用サイトからご視聴いただけます。(7ページ参照)

Step 4

各種情報の確認

- ・ 総会の決議結果
(決議通知・臨時報告書)
- ・ アーカイブ動画

▶ 当社Webサイトからご確認いただけます。

当社Webサイト

https://www.jal.com/ja/investor/stockholders_meeting/



●総会会場で出席する場合

場所

東京ガーデンシアター
(東京都江東区有明2丁目1-6)



日時

2025年6月24日(火曜日) 午前10時～
(受付開始 午前8時30分～)

- ・ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙をお持ちの上、会場受付にご提出ください。
- ・ 代理人により議決権を行使される場合、当社定款第29条の規定により、代理人は当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ・ 今後、株主総会当日までの状況変化に伴いまして、株主総会の運営・会場に変更が生じた場合には、当社Webサイトにてお知らせいたしますので、ご出席前に必ずご確認をお願いします。
- ・ ライブ配信の会場撮影につきましては、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込む場合がございますので、ご了承ください。

ライブ配信のご案内

1 配信日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時より

※配信ページは、当日午前9時30分に開設予定です。

2 ログイン方法 ※ライブ配信のご視聴にはあらかじめ会員登録が必要です。お早めにお手続きください。

(1) 株主さま専用サイトにアクセスし、「新規会員登録」ボタンをクリックしてください。

株主さま専用サイト
URL

<https://jal.premium-yutaiclub.jp/>



(2) 初回ログインの場合は、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と、証券会社にご登録の「郵便番号」をご入力の上、ご利用規約にご同意いただき、画面の指示に従って登録をお願いします。
(2回目以降は、ご登録いただいた「メールアドレス」と「パスワード」でログインしてください。)

※株主さま専用サイト 会員登録の手順



Step 1

株主さま専用サイトへアクセスし
「新規会員登録」をクリック



Step 2

株主番号と郵便番号を入力し
「会員登録に進む」をクリック



Step 3

項目に沿って情報を入力

- (3) 必要事項を入力し登録すると、登録したメールアドレスに「パスワード設定のご案内」をお送りします。
記載のURLからパスワードを設定して本登録完了となります。
- (4) 本登録後、トップページ上部の「ライブ配信はこちら」ボタンを押してください。
配信時間になりましたら、ご視聴いただけます。

【株主さま専用サイトに関するお問い合わせ】

株主さま専用サイトヘルプデスク **0120-763-393**（土日祝日を除く平日午前9時～午後5時）

3 ライブ配信に関する留意事項

- ・本総会のライブ配信は会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日のご質問や議決権行使はできません。インターネットまたは郵送により、事前に議決権行使をお願いいたします。
- ・ライブ配信のご視聴にはあらかじめ会員登録が必要です。お早めにお手続きをお願いいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ・ご使用の機器やネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴いただけない場合がございます。
- ・何らかの事情により、当日ライブ配信が実施できなくなった場合は株主さま専用サイトでお知らせいたします。
- ・撮影、録画、録音、保存および二次利用（SNS等による公開）は、固くお断りいたします。
- ・ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人に限定させていただきます。
- ・ライブ配信に関するお問い合わせは、以下へお願い申し上げます。

ログインID（株主番号）について

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-232-711 ※通話料無料
土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時

視聴の不具合について

株式会社Jストリーム
054-333-9213
株主総会当日午前9時30分～株主総会終了まで

【事前質問について】 受付期限：2025年6月9日（月曜日）正午12時まで

本総会の目的事項に関して、株主の皆さまから事前にご質問をお受けします。（おひとり1問まで）
いただいた主なご質問に対して、総会前に当社Webサイトで回答させていただく予定です。
なお、株主さまへの個別の回答はいたしかねますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

※事前質問の手順



Step 1

前ページでご登録のメールアドレス・パスワードで株主さま専用サイトにログイン



Step 2

「株主ポスト」をクリックし、「第76期定時株主総会事前質問受付」にアクセス



Step 3

株主ポスト本文中の「事前質問へのリンク」からアクセスし、ご投稿

【電子提供措置について】

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各Webサイトに掲載しておりますので、いずれかのWebサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト

https://www.jal.com/ja/investor/stockholders_meeting/



東京証券取引所Webサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証Webサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「日本航空」または「コード」に当社証券コード「9201」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社Webサイトおよび東証Webサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・電子提供措置事項のうち、事業報告の「財産および損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「主要な借入先の状況」「その他JALグループの現況に関する重要な事項」「株式の状況」「会社の体制および方針」「会社役員に関する事項」のうち「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制と当該体制の運用状況」、連結計算書類、計算書類、会計監査人監査報告書は、法令および当社定款の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつと捉えており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保を確保しつつ、継続的・安定的な配当に加え、自己株式の取得を柔軟に行うことで、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、連結業績などを踏まえ、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 配当財産の種類

金 銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 46円

配当総額 20,081,622,966円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

これにより、当期の1株当たりの年間の配当金は、中間配当40円と合わせて86円となります。

今後も継続的かつ安定的な株主還元の実現に努めてまいります。

第2号議案 定款一部変更の件

(ご参考) 社債型種類株式のご説明として、
以下を掲載しております。

- ・社債型種類株式に関する説明資料 (21ページ)
- ・社債型種類株式に関するQ&A (22-23ページ)

1. 提案の理由

当社グループは、「世界で一番選ばれ、愛されるエアライングループ」となることを目指し、「2021-2025年度JALグループ中期経営計画」を全社員一丸となって遂行しております。当社グループは、不確実性の高い経済環境下における想定外の外部環境変化にも備え、社会インフラ企業として安定した経営を維持しつつ、持続的な成長を実現してまいります。

このような背景のもと、持続的な企業価値向上の実現に向けて、強固な財務基盤の構築と今後の自己株式取得を含めた資本効率の追求を両立しつつ、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための資金調達手法として、普通株式に希薄化が生じない「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考えました。なお、社債型種類株式は以下の特徴を持ちます。

- ・社債型種類株式は株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。(株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定ありません。)
- ・発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・定款変更により、発行可能株式総数(発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数)の拡大を招くものではありません。
- ・社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストを抑制することができると考えられます。(注1)
- ・社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROE等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は普通株式による公募増資に比べて限定的です。(注2)

本議案は、かかる社債型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を追加するとともに、現行定款の優先株式に関する規定を削除するほか、これに係る所要の調整をする旨の定款変更(以下「本定款変更」といいます。)を行うものであります。また、今後、当社が複数の回号の社債型種類株式を機動的に発行することができるよう、本定款変更では第6回号までの発行を可能とする内容としております。

なお、現時点で社債型種類株式の発行について決定しているものではありませんが、本定款変更をご承認いただき、第1回社債型種類株式が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境によるものの、2025年度中に最大2,000億円の規模で第1回社債型種類株式の発行を決定する可能性があります。

(注1) 第1回社債型種類株式に係る2025年3月19日提出の発行登録書(以下「本発行登録書」といいます。)
に記載している想定配当年率5%以下の範囲で発行が実現した場合

(注2) 普通株式に係るROE等を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分
(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結時をもって効力を生ずるものとします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省 略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、7億5000万株とし、 各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、7億5000万株とし、 各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 7億株	普通株式 7億株
第1種優先株式 1250万株	第1回社債型種類株式 5000万株
第2種優先株式 1250万株	第2回社債型種類株式 5000万株
第3種優先株式 1250万株	第3回社債型種類株式 5000万株
第4種優先株式 1250万株	第4回社債型種類株式 5000万株
	第5回社債型種類株式 5000万株
	第6回社債型種類株式 5000万株
第6条の2 (省 略) (新 設)	第6条の2 (現行どおり) (自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)
	第6条の3 当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の普通株式及び優先株式(第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式及び第4種優先株式をいう。以下同じ。)の単元株式数は、それぞれ100株とする。	第7条 当社の普通株式及び社債型種類株式の単元株式数は、それぞれにつき100株とする。
第8条～第13条 (省 略) (基準日)	第8条～第13条 (現行どおり) (基準日)
第14条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。	第14条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。
2 前項及び第45条に定める場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	2 前項及び第44条に定める場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。
第15条～第16条 (省 略)	第15条～第16条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第3章 優先株式 (優先配当金) 第17条 当会社は、第45条に基づき毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の金銭（以下「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。 (1) 第1種優先株式及び第2種優先株式 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（15パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額 (2) 第3種優先株式及び第4種優先株式 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額 2 ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。	第3章 社債型種類株式 (社債型種類株式優先配当金) 第17条 当会社は、第44条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、第1号に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (1) 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（次号に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。） (2) 「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。 2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。 3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

現行定款	変更案
<u>(残余財産の分配)</u> 第18条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。 2 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。	<u>(社債型種類株式優先期中配当金)</u> 第18条 当会社は、第44条第2項に基づき9月30日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭(以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。
<u>(優先順位)</u> 第19条 各優先株式の優先配当金の支払及び残余財産の分配の順位は、同順位とする。	<u>(残余財産の分配)</u> 第19条 当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。 2 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
<u>(議決権)</u> 第20条 優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。 2 優先株主は、会社法第322条第3項ただし書の場合を除き、各優先株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができない。	<u>(議決権)</u> 第20条 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

現行定款	変更案
<u>(株式の併合又は分割等)</u> 第21条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 2 当会社は、優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 3 当会社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 <u>(取得請求権)</u> 第22条 第3種優先株式を有する株主及び第4種優先株式を有する株主は、第3種優先株式及び第4種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める当該優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第3種優先株式及び第4種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式の数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項にしたがってこれを取扱う。 2 前項に規定する取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として第3種優先株式及び第4種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。	<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第21条 当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。 2 前項に基づき社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。 <u>(株式の併合又は分割等)</u> 第22条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。 2 当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 3 当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 4 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割割で交付する。 5 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。

現行定款	変更案
<u>(一斉取得)</u>	<u>(優先順位)</u>
第23条 当会社は、当会社に取得されていない第3種優先株式及び第4種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式の数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該決議により交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条にしたがってこれを取扱う。	第23条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
<u>(取得条項)</u>	(削 除)
第24条 当会社は、各優先株式について、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。	
2 前項に基づき各優先株式の一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法により行う。	
第25条～第29条 (省 略)	第24条～第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(種類株主総会) 第30条 第26条、第28条第1項並びに第29条の規定は、種類株主総会に準用する。 2 第14条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 会社法第324条第2項の規定によるべき種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 第31条～第38条 (省 略) (監査役の選任決議) 第39条 第32条第1項の規定は、監査役に準用する。 第40条～第45条 (省 略) (剰余金の配当の除斥期間) 第46条 剰余金の配当については、支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 剰余金の配当には、利息をつけない。	(種類株主総会) 第29条 第25条、第26条、第27条第1項及び第28条の規定は、種類株主総会に準用する。 2 第14条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。 4 当会社の種類株主総会は、取締役会の決議に基づいて、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 6 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。 (1) 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。） (2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認 第30条～第37条 (現行どおり) (監査役の選任決議) 第38条 第31条第1項の規定は、監査役に準用する。 第39条～第44条 (現行どおり) (剰余金の配当の除斥期間) 第45条 剰余金の配当については、支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 この定款に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当には、利息をつけない。

3. ご参考

本総会において本議案につきご承認が得られた場合には、本総会の終結時をもって当社の定款に社債型種類株式に関する定めが新設されます。変更後の定款に基づく社債型種類株式の発行については、本総会の後、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、当社取締役会の決議（以下「発行決議」といいます。）により定めまします。当社が第1回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率を除く第1回社債型種類株式の内容並びに発行数、発行価格及び引受価額を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定します（かかる配当年率の決定日を以下「条件決定日」といいます。）。なお、当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定します。

また、本「3. ご参考」には、社債型種類株式に関する説明資料、社債型種類株式に関するQ&A及び本発行登録書に記載された第1回社債型種類株式の内容についての「摘要」を掲載しており、本発行登録書において第1回社債型種類株式の発行予定額は2,000億円を上限としています。

摘要（第1回社債型種類株式の内容）

第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ 優先配当金

- (1) 当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」といいます。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、以下に記載する額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（下記ロに定義します。）を支払ったときは、その額を控除した額とします。

1株につき、その1株当たりの発行価格として定める金額（以下「発行価格」といいます。）相当額に、条件決定日において上記記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を乗じて算出した額。

当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド（以下「当初スプレッド」といいます。）を加えた率（※）とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び5パーセントを加えた率とします。ただし、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とします。

※ 2025年3月19日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定しています。

- (2) ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、上記記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定され

る配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積します（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

- (3) 第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

□ 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」といいます。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から期中配当基準日（同日を含みます。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。）を支払います。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

ハ 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払います。
- (2) 第1回社債型種類株主等に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ヘ 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
- a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独によ

る株式移転を除きます。)

 b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認
ト 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含みます。）から5年を経過した日が到来し、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付します。ただし、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義します。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。

- (2) 上記(1)に基づき第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

チ 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付します。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法によります。

リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

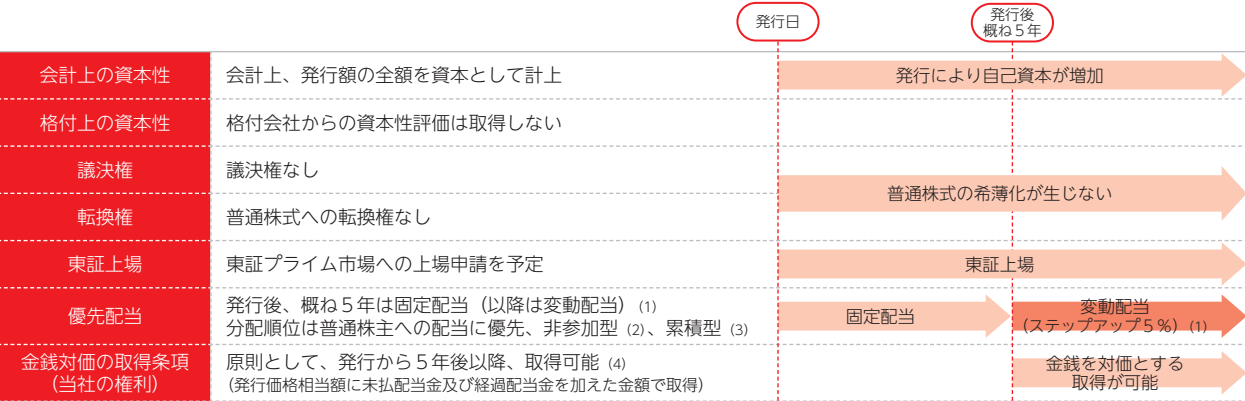
ヌ 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

社債型種類株式に関する説明資料

第1回社債型種類株式の特徴

- ・ 社債型種類株式は会社法上の株式であり、会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・転換権がありません。
- ・ 普通株式とは別途、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図します。
- ・ 第1回社債型種類株式は他の上場社債型種類株式と異なり、格付会社からの資本性評価を取得しないことを想定した商品性となります。



(1) 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び5%を加えた率とします。

(2) 社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

(3) 社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

(4) 当社が社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行決議時に取締役会で定める想定です。

財務指標等への影響

- ・ 社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当については一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じません。
- ・ 社債型種類株式は会計上の株主資本であるため、発行時にはネットD/Eレシオ等の低下を含む、財務健全性指標の向上に寄与します。

主要な財務指標 への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{自己資本 (普通株式)}}$	主な影響は優先配当分に限定 (発行前と比較する場合)
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{発行済株式数 (普通株式)}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{自己資本} - \text{社債型種類株式に係る資本} - \text{優先配当}}$	
	ネットD/Eレシオ	$\frac{\text{ネット有利子負債}}{\text{自己資本 (社債型種類株式を含む)}}$	財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	

社債型種類株式に関するQ&A

社債型種類株式に関して、よくいただくご質問と回答については次のとおりです。

質問	回答
1. 社債型種類株式を発行する意義、目的は何か	・企業価値向上を実現するための経営資源配分として「中期経営計画ローリングプラン2025」のとおりに、新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への成長投資を予定しており、更なる事業戦略の推進に向けた財務基盤の強化及びリスク耐性強化のために、安定的かつ多様な外部資金調達能力の維持向上が重要であると認識しております。 ・このような背景のもと、持続的な企業価値向上の実現に向けて、強固な財務基盤の構築と今後の自己株式取得を含めた資本効率の追求を両立しつつ、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための調達手法として、既存の当社普通株式に希薄化が生じない社債型種類株式が有用な選択肢であると考えました。
2. 財務戦略上、社債型種類株式を含む資本性資金調達の位置づけや目的は	・今後、更なる事業成長を目指す中で航空機機材をはじめとした投資の拡大が続く見込みです。そのため、今後の事業成長を支えるための健全な財務基盤の構築に寄与する資本性資金を前提としつつ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせない等の特徴を踏まえ、社債型種類株式に係る定款変更の付議を決議しました。 ・当社の財務戦略において、主に個人投資家を対象とする社債型種類株式と機関投資家を対象としたハイブリッド社債を備えることは、調達手法の多様化の観点においても有益であると考えます。
3. 社債型種類株式の特徴は何か	・社債型種類株式は会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性とすることを想定しています。 ・具体的には、①議決権の希薄化が生じないこと（議決権がなく普通株式への転換権がないため）、②普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮⁽¹⁾しつつ、健全な財務基盤を確保できること、等の特徴が挙げられます。
4. 普通株主にデメリットが生じないか	・議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。 ・発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ・普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等の財務指標への影響に配慮⁽¹⁾しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。
5. 社債型種類株式を買収防衛策として活用する想定はないか	・社債型種類株式は株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。 ・社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものよりも制限しており、社債型種類株式を無償割当などで普通株主に割り当てることも想定していません。
6. ハイブリッド社債との商品性の違いは	・社債型種類株式の発行により、会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。 ・社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家にご検討いただける商品です。（NISAの対象） ・2025年3月19日に発行登録書を提出した第1回社債型種類株式においては、過去、当社が発行したハイブリッド社債と異なり、格付上の資本性評価を取得しない商品性となります。 ・社債型種類株式と、2025年4月16日に訂正発行登録書を提出した永久ハイブリッド社債を含むハイブリッド社債への配当・利払を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。

質問	回答
7. 過去にハイブリッド社債・ローンによる資本性の調達も行っているが、なぜ定款変更するのか	・ハイブリッド社債・ローンは会計上の負債であり、機関投資家や金融機関からの調達が中心となります。今回の定款変更は、個人を含む幅広い投資家から会計上の資本拡充を実現する資本性資金調達の選択肢を増やすことが目的です。
8. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	・今後、資本拡充や調達の需要が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、授權枠を確保しています。 ・社債型種類株式の具体的な発行は現時点で未定となりますが、今後、他の資金調達手段とも慎重に比較検討し、発行する場合には、それぞれの回号につき変更後の定款において定める最大5,000万株の中で決定します。
9. どのような発行形態を想定しているか	・国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただけます。 ・当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。
10. 東証への上場を検討する理由は	・幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
11. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	・現時点で社債型種類株式の具体的な発行時期は未定ですが、本定款変更をご承認いただき、第1回社債型種類株式が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境によるものの、2025年度中に最大2,000億円の規模で第1回社債型種類株式の発行を決定する可能性があります。
12. 第1回社債型種類株式で格付上の資本性評価を取得しない理由は	・今後も不確実性の高い経済環境下における想定外の外部環境変化にも備え、社会インフラ企業として安定した経営を維持し、持続的な成長を実現する上で株主資本の拡充を目指しています。 ・その上で第1回社債型種類株式については、当社において初めてとなる社債型種類株式であり、個人を含む幅広い投資家にご検討いただくこと、発行後概ね5年以降の当社による取得（コール）の蓋然性を高めること等を総合考慮して、格付上の資本性評価を取得せず、ステップアップを5%とした商品性を想定しています。 ・第2回号以降の商品性については未定ですが、将来、当社が必要と判断した場合には、格付上の資本性評価を取得することができる商品性も可能な定款の規定としております。
13. 発行後概ね5年の優先配当年率5%以下の考え方は	・2025年3月19日における市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえ、類似する特徴を有したハイブリッド社債等の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。
14. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	・当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえ、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としており、今期の配当予想に変更はありません。
15. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	・当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 ・ただし、第1回社債型種類株式の優先配当は発行後概ね5年以降、変動の基準金利に当初スプレッド ⁽²⁾ 及び5%を加えた率にステップアップいたします。 ・また当社は、ハイブリッド社債等の市場慣習を踏まえ、多くの投資家が当社による取得（コール）が可能となる発行日の5年後から配当がステップアップするタイミングまでの間に、現金対価で取得（コール）されることを期待していることは十分に理解しています。

(1) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

(2) 固定配当期間における固定の基準金利への上乗せ幅をいいます。

免責事項

以上の資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、以上の資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第3号議案 取締役9名選任の件

当社では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現任取締役9名は、全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

今期の取締役の人数は、現行の9名と同数とし、その構成を、社外取締役以外の取締役を現行と同数の6名、社外取締役を現行と同数の3名といたしたく存じます。引き続き、取締役会の構成員の多様性を確保して、より適切な経営判断を行うとともに、高い透明性のもと、強い経営監督機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を、より高いレベルで確立することにより、企業価値のさらなる向上を図ってまいります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を社外取締役が占める指名委員会に諮問し、その答申を踏まえて提案しております。

その候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名				当社における現在の地位 および主な担当		取締役会 出席回数	在任 期間	所有 株式数	
1	あか 赤	さか 坂	ゆう 祐	じ 二	再任	男性	取締役会長 取締役会議長	100% (17回/17回)	7年	13,300株
2	とつ 鳥	とり 取	みつこ 三津子		再任	女性	代表取締役社長執行役員 グループCEO	100% (17回/17回)	2年	4,600株
3	さい 斎	とう 藤	ゆう 祐	じ 二	再任	男性	代表取締役副社長執行役員 コーポレート部門管掌、グループCFO	100% (17回/17回)	2年	2,500株
4	あお 青	き 木	のり 紀	ゆき 将	再任	男性	取締役副社長執行役員 顧客部門管掌、グループCCO、 カスタマー・エクスペリエンス本部長	100% (14回/14回)	1年	1,200株
5	かしわぎ 柏		より 頼	ゆき 之	再任	男性	取締役専務執行役員 秘書部・総合政策部担当	100% (14回/14回)	1年	1,600株
6	なか 中	がわ 川	ゆきお 由起夫		新任	男性	常務執行役員 安全推進本部長、ご被災者相談室長、 安全統括管理者	－	－	500株
7	やなぎ 柳		ひろ 弘	ゆき 之	再任	社外	取締役	100% (17回/17回)	4年	4,000株
					独立	男性				
8	みつ 三	や 屋	ゆう 裕	こ 子	再任	社外	取締役	100% (17回/17回)	2年	1,400株
					独立	女性				
9	こも 蒔	だ 田	まさ 正	のぶ 信	新任	社外	－	－	－	0株
					独立	男性				

※柳弘之、三屋裕子の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、蒔田正信氏につきましては、取締役に選任され、社外取締役に就任した場合には、独立役員となる予定です。



候補者番号 1

あ か さ か ゆ う じ
赤 坂 祐 二

(1962年1月3日生)
63歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式13,300株
取締役在任期間 7年

再任

■略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月	当社入社	2016年 4 月	当社常務執行役員 整備本部長
2009年 4 月	当社安全推進本部長 (兼) 被災者相談部長		株式会社JALエンジニアリング 代表取締役社長
2014年 4 月	当社執行役員 整備本部長 株式会社JALエンジニアリング 代表取締役社長	2018年 4 月	当社社長執行役員
		2018年 6 月	当社代表取締役社長執行役員
		2023年 4 月	当社代表取締役社長執行役員 グループCEO
		2024年 4 月	当社代表取締役会長
		2025年 4 月	当社取締役会長 (現任)

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、整備本部を中心に従事し、安全運航などに係る現場の経験・見識を極めて高いレベルで習得し、整備業界における高い知見と豊富な人脈を獲得してきました。2018年からは代表取締役社長執行役員として、JALグループの存立基盤である安全運航を堅持し、JALフィロソフィを率先垂範することで、全社員とともに企業理念の実現に取り組んでまいりました。2024年からは取締役会議長、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、取締役会の監督機能の強化に寄与しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 2

と っ と り み つ こ
鳥 取 三津子

(1964年12月31日生)
60歳

女性

所有する当社の株式数
普通株式4,600株
取締役在任期間 2年

再任

■略歴、当社における地位および担当

1985年 4 月	当社入社	2023年 4 月	当社専務執行役員 カスタマー・エクスペリエンス本部長、 ブランドコミュニケーション担当
2015年 5 月	当社成田第1客室乗員部第2客室 乗員室長	2023年 6 月	当社代表取締役専務執行役員 グループCCO、 カスタマー・エクスペリエンス本部長
2016年 5 月	当社成田第2客室乗員部長	2024年 4 月	当社代表取締役社長執行役員 グループCEO (現任)
2019年 4 月	当社客室安全推進部長		
2020年 4 月	当社執行役員 客室本部長		
2022年 4 月	当社常務執行役員 客室本部長		

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、客室乗務員としてのキャリアに加え、安全推進本部において、安全運航とサービスに係る見識と現場の経験を高いレベルで習得してきました。2020年からは客室本部長として、人材育成と社員のモチベーション維持の両立を図るなど、卓越したリーダーシップを発揮し、安全運航の堅持に貢献し、2023年からはカスタマー・エクスペリエンス本部長として、顧客への提供価値の向上に寄与してまいりました。2024年からは代表取締役社長執行役員・グループCEOとして、企業経営環境が複雑化する中であってもJAL固有の価値観を磨き続け、将来を見据えた改革に取り組んでおります。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 3

さいとうゆうじ
齋 藤 祐 二

(1964年9月26日生)
60歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式2,500株
取締役在任期間 2年

再任

■略歴、当社における地位および担当

1988年 4 月	当社入社	2023年 4 月	当社専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2009年10月	当社東京支店販売業務部長	2023年 6 月	当社取締役専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2011年 1 月	当社国際路線事業部長	2024年 4 月	当社代表取締役副社長執行役員 コーポレート部門管掌、グループCFO（現任）
2019年 4 月	当社執行役員 経営管理本部長	2024年 6 月	日本空港ビルデング株式会社 社外取締役（現任）
2021年 4 月	当社常務執行役員 経営企画本部長、経営管理本部長		

■重要な兼職の状況（上場会社における重要な兼職数 1社）

日本空港ビルデング株式会社 社外取締役

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、国際旅客販売部門、経営企画部門を歴任し、緻密な分析力と優れた判断力で確実に実績をあげてきました。2019年からは経営管理本部長、2021年からは経営企画本部長・経営管理本部長、2023年からは経営企画本部長・グループCFOの任にあたり、時代や価値観の大きな変化を踏まえたJALグループ中期経営計画の策定およびその完遂に向けた取り組みに大きく貢献しました。2024年からは代表取締役副社長執行役員としてコーポレート部門を管掌し、経営基盤の一層の強化と充実に寄与しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 4

あおきのりゆき
青 木 紀 将

(1964年7月28日生)
60歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式1,200株
取締役在任期間 1年

再任

■略歴、当社における地位および担当

1989年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社執行役員 日本トランスオーシャン航空株式 会社 代表取締役社長、 沖縄地区担当
2012年 3 月	当社経営管理部長	2022年 4 月	当社常務執行役員 総務本部長
2014年 4 月	当社旅客システム推進部長	2024年 4 月	当社副社長執行役員 顧客部門管掌、グループCCO、 カスタマー・エクスペリエンス本部長
2018年 7 月	当社路線統括本部副本部長 (旅客システム推進部担当)	2024年 6 月	当社取締役副社長執行役員 顧客部門管掌、グループCCO、 カスタマー・エクスペリエンス本部長 (現任)
2019年 4 月	当社執行役員 路線統括本部長付		

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、情報システム部門、経営企画部門を歴任し、卓越したリーダーシップと企画力を発揮し、当社基幹システムの刷新など、着実に実績を上げてきました。2019年からは日本トランスオーシャン航空株式会社代表取締役社長として同社の安全運航と顧客満足向上に貢献しました。2022年からは総務本部長の任にあたり、コーポレート・ガバナンスの強化、ESG戦略の推進に大きく寄与しました。2024年からは取締役副社長執行役員として顧客部門を管掌し、顧客への提供価値の向上と増収に寄与しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 5

かしわぎ より ゆき
柏 頼 之

(1962年9月5日生)
62歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式1,600株
取締役在任期間 1年

再任

■略歴、当社における地位および担当

1986年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社常務執行役員 秘書部、政策業務部、 総合政策センター担当
2011年 1 月	当社旅客販売統括本部企画部長	2022年 4 月	当社常務執行役員 総合政策センター担当
2013年 7 月	当社九州地区支配人	2024年 4 月	当社専務執行役員 総合政策センター担当
2016年 4 月	当社執行役員 旅客販売統括本部副本部長、国際 旅客販売本部長、Web販売本部 長、東日本地区支配人	2024年 6 月	当社取締役専務執行役員 総合政策センター担当
2020年 4 月	当社執行役員 秘書部、政策業務部、総合政策セ ンター担当	2024年 7 月	当社取締役専務執行役員 秘書部、総合政策部担当、 株式会社JAL航空みらいラボ代表 取締役社長（現任）

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、営業部門、人事部門における豊富な経験を有しており、2016年からは執行役員として販売本部長の任にあたり、卓越した提案力と交渉力、きめ細かな対応力で収入最大化に貢献してきました。2020年からは秘書部、政策業務部、総合政策センターの担当の任にあたり、2024年からは取締役専務執行役員としても渉外活動を強化し、当社のプレゼンス向上に大きく貢献しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 6

なか がわ ゆき お
中 川 由起夫

(1967年4月24日生)
58歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式500株

新任

■略歴、当社における地位および担当

1990年 4 月	当社入社	2025年 2 月	当社常務執行役員 安全推進本部長、 ご被災者相談室長（現任）
2017年 4 月	株式会社JALエンジニアリング 技術部長		
2019年 4 月	同社執行役員		
2021年 4 月	当社執行役員 調達本部長		

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■取締役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、技術部門や整備に関わり、JALグループの整備品質の維持向上に貢献してきました。2021年からは執行役員として調達本部長の任にあたり、調達活動を通じた新たな価値創造やコスト削減に取り組み、中期経営計画の推進に寄与しました。2025年からは安全推進本部長、ご被災者相談室長の任にあたり、安全管理システムの更なる強化に取り組んでおります。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号 7

やなぎ ひろ ゆき
柳 弘 之

(1954年11月20日生)
70歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式4,000株
取締役在任期間 4年

再任 社外 独立

■略歴、当社における地位および担当

1978年 4 月	ヤマハ発動機株式会社入社	2021年 3 月	ヤマハ発動機株式会社 取締役会長
2007年 3 月	同社執行役員	2021年 6 月	当社社外取締役（現任）
2009年 3 月	同社上席執行役員	2022年 1 月	ヤマハ発動機株式会社 取締役
2010年 3 月	同社代表取締役社長	2022年 3 月	同社顧問
2018年 1 月	同社代表取締役会長	2022年 6 月	三菱電機株式会社 社外取締役（現任）
2019年 3 月	AGC株式会社社外取締役（現任）		
	キリンホールディングス株式会社 社外取締役（現任）		

■重要な兼職の状況（上場会社における重要な兼職数 3社）

AGC株式会社 社外取締役、キリンホールディングス株式会社 社外取締役、三菱電機株式会社 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由等

同氏は、グローバル展開を推進する企業の経営トップとしての豊富な経験と幅広い知見を有し、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、選任後は引き続き、これらの役割を果たすことを期待しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たす社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏は現に当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

※当社は国土交通省から、運輸に関する安全上のトラブルが相次いで発生したことにより2024年5月27日に「厳重注意」を受け、運航乗務員に関わるアルコール不適切事案に対し2024年12月27日に「業務改善勧告」を受けました。同氏は、本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、事案の認識後は、対策策定の指示のほか、検証委員会委員長として、その職責を果たしています。



候補者番号 8

みつ や ゆう こ
三 屋 裕 子

(1958年7月29日生)
66歳

女性

所有する当社の株式数
普通株式1,400株
取締役在任期間 2年

再任 社外 独立

■略歴、当社における地位および担当

1981年 4 月	株式会社日立製作所入社	2018年 6 月	株式会社福井銀行 社外取締役
2010年 7 月	株式会社サイファ 代表取締役	2019年 6 月	JXTGホールディングス株式会社（現：ENEOSホールディングス株式会社）社外取締役（監査等委員）
2014年 3 月	株式会社アシックス 社外監査役		株式会社デンソー 社外取締役（現任）
2015年 3 月	藤田観光株式会社 社外取締役	2021年 6 月	公益財団法人日本オリンピック委員会 副会長（現任）
2015年 4 月	株式会社パロマ 社外取締役	2023年 6 月	当社社外取締役（現任）
2016年 6 月	公益財団法人日本バスケットボール協会 代表理事（現任）		
2018年 3 月	株式会社SORA（現：株式会社PIT）代表取締役（現任）		

■重要な兼職の状況（上場会社における重要な兼職数 1社）

公益財団法人日本バスケットボール協会 代表理事、株式会社PIT 代表取締役、株式会社デンソー 社外取締役、公益財団法人日本オリンピック委員会 副会長

■社外取締役候補者とした理由等

同氏は、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、人材育成についても豊富な経験と実践的な知見を有しており、多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、選任後は引き続き、これらの役割を果たすことを期待しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たす社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏は現に当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

※当社は国土交通省から、運輸に関する安全上のトラブルが相次いで発生したことにより2024年5月27日に「厳重注意」を受け、運航乗務員に関わるアルコール不適切事案に対し2024年12月27日に「業務改善勧告」を受けました。同氏は、本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、事案の認識後は、対策策定の指示のほか、検証委員会委員として、その職責を果たしています。



候補者番号 9

こも だ まさ のぶ
菰 田 正 信

(1954年6月8日生)

71歳

男性

所有する当社の株式数
普通株式0株

新任

社外

独立

■略歴、当社における地位および担当

1978年 4 月	三井不動産株式会社入社	2023年 6 月	日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2005年 4 月	同社執行役員		
2008年 4 月	同社常務執行役員		日本テレビ放送網株式会社 社外取締役（現任）
2009年 6 月	同社常務取締役 常務執行役員		
2010年 7 月	同社専務取締役 専務執行役員	2024年 6 月	公益社団法人日本観光振興協会 会長（現任）
2011年 6 月	同社代表取締役社長 社長執行役員		
2023年 4 月	同社代表取締役会長（現任）		

■重要な兼職の状況（上場会社における重要な兼職数 2社）

三井不動産株式会社 代表取締役会長、日本テレビホールディングス株式会社 社外取締役、公益社団法人日本観光振興協会 会長、日本テレビ放送網株式会社 社外取締役

■社外取締役候補者とした理由等

同氏は、街づくりを中心に多様な事業を展開する企業の経営トップとして豊富な経験を有するとともに、日本経済団体連合会観光委員会委員長および日本観光振興協会会長を務めるなど、我が国の観光振興に向けた幅広い知見を有しており、選任後はこれらをもとに実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことを期待しております。以上により、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たす社外取締役としての選任をお願いするものです。

（ご参考）社外役員の独立性基準

当社の社外役員は、以下の独立性基準のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断し、実質的な独立性を確保し得ない者を社外取締役あるいは社外監査役として選任しません。また、当社のほか4社を超える上場会社の取締役・監査役等を兼任する者は選任しません。

- 1.現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社の業務執行者（注）であった者。
 - 2.過去3年間に於いて下記a～fのいずれかに該当していた者。
 - a.当社との一事業年度の取引額が当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の1%を超える取引先またはその業務執行者。
 - b.当社への出資比率が5%以上の大株主またはその業務執行者。
 - c.当社の主要な借入先またはその業務執行者。
 - d.当社より年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者。
 - e.当社より役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた者またはその連結売上高の1%を超える報酬を受けた団体に所属する者。
 - f.当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者。
 - 3.上記1および2に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。
- （注）業務執行者とは業務執行取締役、執行役員をいう。

■特別の利害関係

候補者三屋裕子氏は、公益財団法人日本バスケットボール協会の代表理事であり、当社は同法人に協賛金の支払等を行いました。が、この合計金額は同法人の経常収益の0.10%未満です。また、同氏は、公益財団法人日本オリンピック委員会の副会長であり、2023年11月2日からは会長職を代行しています。当社は同法人に協賛金の支払を行いました。が、この合計金額は同法人の経常収益の0.31%未満です。候補者菰田正信氏は、公益社団法人日本観光振興協会の会長であり、当社は同法人に会費等の支払を行いました。が、この合計金額は1,000万円以下です。

後記のとおり、三屋裕子および菰田正信の各氏は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。三屋裕子氏は独立役員として東京証券取引所に届け出をしており、菰田正信氏は独立役員として東京証券取引所に届け出を行う予定です。

その他、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結し、取締役および監査役が業務について行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）をD&O保険により填補することとしております。現任の取締役である各候補者は、D&O保険の被保険者に含まれております。また、新任の候補者を含め各候補者が選任され、就任した場合にも、いずれもD&O保険の被保険者に含まれることとなります。D&O保険の保険料は当社が全額負担しております。現行のD&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

■独立役員

柳弘之および三屋裕子の各氏は、東京証券取引所の規定に基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件、および本招集ご通知30ページに記載の当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。このため当社は、各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、また、各氏が取締役に再選され、社外取締役に就任した場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定です。

また、菰田正信氏は、新任の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の規定に基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件、および本招集ご通知30ページに記載の当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。同氏が取締役に選任され、社外取締役に就任した場合には、同氏は独立役員となる予定です。

■責任限定契約の概要

当社と柳弘之および三屋裕子の各氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。また、各氏が取締役に再選され、就任した場合には、当該契約を継続する予定です。

また、菰田正信氏が取締役に選任され、就任した場合には、当社と同氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役の北田裕一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、取締役会は、社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を社外取締役が占める指名委員会に諮問し、指名委員会は、監査役会が提示した候補者要件を参照しつつ答申を行い、取締役会は、その答申を踏まえて提案しております。

また、本議案の本総会への提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりです。

氏 名		当社における現在の地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	在任 期間	所有 株式数
たむらりょう 田村 亮	新任	取締役	－	－	－	1,200株

(注) 田村亮氏は、当社取締役として、2025年3月期中の取締役会には14回中14回出席しております。

(ご参考) 選任後の監査役会の構成

第4号議案の承認が得られた場合、監査役は社外監査役3名を含む5名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏 名		重要な兼職	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	在任 期間	所有 株式数
きくやまひでき 菊 山 英 樹	男性	－	100% (17回/17回)	100% (15回/15回)	2年	2,200株
たむらりょう 田村 亮	男性	－	－	－	－	1,200株
くぼしんすけ 久 保 伸 介	社外 男性 独立	共栄会計事務所 代表パートナー、 川崎汽船株式会社 社外取締役（監査委員）	100% (17回/17回)	100% (15回/15回)	7年	9,000株
おかだじょうじ 岡 田 譲 治	社外 男性 独立	日本取引所自主規制法人 外部理事、 日本公認不正検査士協会 理事長、 日本電気株式会社 社外取締役（監査委員長）	100% (17回/17回)	100% (15回/15回)	5年	6,600株
まつむらまりこ 松 村 真理子	社外 女性 独立	真和総合法律事務所 パートナー弁護士、 明治ホールディングス株式会社 社外取締役、 株式会社小松製作所 社外監査役、 ソーダニッカ株式会社 社外取締役	100% (14回/14回)	100% (11回/11回)	1年	0株

※久保伸介、岡田譲治、松村真理子の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



た む り
田 村 亮
(1965年9月21日生) 男性
所有する当社の株式数
普通株式1,200株
新任

■略歴、当社における地位

1988年 4 月	当社入社	2023年 4 月	当社常務執行役員 整備本部長
2016年 4 月	株式会社JALエンジニアリング 執行役員		株式会社JALエンジニアリング 代表取締役社長
2019年 4 月	当社執行役員 調達本部長	2024年 6 月	当社取締役常務執行役員 整備本部長
2021年 4 月	当社執行役員 整備本部長 株式会社JALエンジニアリング 代表取締役社長		株式会社JALエンジニアリング 代表取締役社長
		2025年 4 月	当社取締役（現任）

■重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■監査役候補者とした理由等

同氏は、当社入社以来、技術部門や整備に関わり、JALグループの整備品質の維持向上に貢献してきました。2019年からは執行役員として調達本部長の任にあたり、持続的な調達活動の実現に寄与しました。2021年からは当社執行役員整備本部長および株式会社JALエンジニアリング代表取締役社長の任にあたり、緻密な分析力と判断力で強い現場の実現に取り組み、当社の安全運航に大きく貢献してまいりました。2024年6月より取締役常務執行役員整備本部長として、安全運航の視点から取締役会などにおいて的確な指摘を行っており、技術・品質分野における豊富な業務経験と、調達分野など幅広い見識を有していることから、監査役としての選任をお願いするものです。

■責任限定契約の概要

同氏が監査役に選任され、就任した場合には、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

■特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結し、取締役および監査役が業務について行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）をD＆O保険により填補することとしております。現任の取締役である候補者は、D＆O保険の被保険者に含まれております。また、候補者が選任され、就任した場合にも、D＆O保険の被保険者に含まれることとなります。D＆O保険の保険料は当社が全額負担しております。現行のD＆O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社では取締役および監査役が備えるべき専門知識や経験などについて、企業経営の基本スキルである「経営経験」「財務会計」「法務・リスク管理」「人事・人財開発」に加え、当社の事業特性から特に重要である「安全管理」、その他「グローバル経験」「CX・マーケティング」「DX・IT・テクノロジー」「GX・環境」を、必要なスキルセットとしております。

第3号議案および第4号議案の承認が得られた場合の取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

当社における地位	氏名	経営 経験	財務 会計	法務・リスク 管理(G)	人事・人財 開発(S)	安全 管理	グローバル 経験	CX・マーケ ティング(S)	DX・IT・テク ノロジー	GX・ 環境(E)
取締役会長	赤坂 祐二	○				○			○	○
代表取締役社長	鳥取 三津子				○	○		○		
代表取締役副社長	斎藤 祐二		○					○	○	○
取締役副社長	青木 紀将	○		○			○	○	○	○
取締役専務	柏 頼之				○		○	○		
取締役常務	中川 由起夫			○		○	○		○	○
社外取締役	柳 弘之	○					○	○	○	○
社外取締役	三屋 裕子	○			○			○		
社外取締役	菰田 正信	○	○	○	○		○			○
常勤監査役	菊山 英樹		○	○	○		○		○	
常勤監査役	田村 亮	○				○	○		○	
社外監査役	久保 伸介		○	○			○			
社外監査役	岡田 譲治		○	○			○			
社外監査役	松村 眞理子			○	○					

＜株主提案（第5号議案から第6号議案まで）＞

第5号議案および第6号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）から提案された議案（以下、「本株主提案」といいます。）であります。

※以下、本株主提案の「議案の件名」「議案の要領」および「提案の理由」は、本提案株主から提出された書面の該当箇所を原文のまま掲載しているものです。

＜株主提案＞

第5号議案

定款一部変更（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）の件

1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	<u>第8章 上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止</u> <u>（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）</u> <u>第47条 当会社は、当会社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を取締役候補者とする会社提案の取締役選任議案を当会社の上場子会社又は上場関連会社が株主総会において付議した場合、これに賛成の議決権を行使してはならない。</u>

2. 提案の理由

当社においては、エージーピーと空港施設の2社が東京証券取引所に上場する持分法適用会社である。空港施設に関しては、ANAホールディングス（ANA）とともに副社長を送り込む慣行が続いており、合計で約42％を保有する当社とANAが空港施設を「両親」として実効支配しているものの、空港施設の株価純資産倍率（PBR）は2013年以来、解散価値である1倍を下回り、直近で約0.5倍に過ぎず、当社の企業・株主価値向上の足かせとなっている。

しかし、空港施設に代表取締役副社長執行役員として送り込んだ当社元幹部の西尾忠男氏は空港施設株式のバリュエーション改善に不可欠なキャピタル・アロケーションの専門家ではなく、空港施設が資本コストを上回る投資をしているかが疑問視されている不動産投資業の知見を持っているかも甚だ疑わしい。

このように、上場子会社又は上場関連会社が展開する事業の専門家でない当社出身者による「天下り」は、投資

先の企業・株主価値を高めるという観点から、適切な人選とは言えない。だからこそ、当社が保有する空港施設株式の価値がPBRなどの株価・財務指標面で大幅にディスカウントされる状態が長期化しており、結果的に空港施設の大株主である当社の企業・株主価値が毀損されている。エージーピーに関しても、過去における当社からの「天下り」についてマスコミが報道している。

そもそも、上場するグループ会社への「天下り」は、経済学でいう「デッドウェイト・ロス」（死重損失）を生む可能性が高い。グループ内の経営資源の配分を誤れば、独自の資本コストや人材配置が求められる上場グループ会社の少数株主の利益はもちろん、「天下り」となる経営幹部を送り込んだ企業の企業・株主価値が毀損されることで、「親子」ともに経済的効率性が害される。

よって、当社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者が空港施設など上場するグループ会社の取締役を選任されるのを防ぐための定款規定を設けることを提案する。

<第5号議案に対する当社取締役会の意見>

以下の1および2の観点を踏まえ、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

1. 当社は、上場関連会社の取締役選任議案について、さらなる企業価値の向上に資する人材であるか判断し議決権を行使しています。
当社は、上場関連会社の取締役選任議案について、少数株主の利益も考慮した上で、取締役会の構成等にも配慮しつつ、豊富な経験と高い知見・スキルを有し、上場関連会社のさらなる企業価値の向上に資する人材であるか判断し、議決権を行使することとしています。議決権行使の内容を制限する規定を設け、当社出身であることのみを理由として適任者の選任を妨げることは、上場関連会社、ひいては当社の企業価値の向上を阻害するおそれがあるものと考えます。
2. また、会社の組織・運営の根本原則である定款のあり方からして、定款に業務執行に属する個別具体的な内容を将来にわたり固定的に規定する条文を定めることは、適切な経営判断を迅速に行う上での制約となるものであり適切ではないと考えます。

なお、提案者の記載事項に関する当社の見解を以下のとおり補足します。

- ・ 空港施設株式会社（以下、「同社」）における取締役候補者の指名プロセスは、同社の指名委員会において、面談を実施した上でスキルマトリックスに基づいて審議を行い、取締役会に答申され、取締役会で少数株主の利益を害さないことを確認の上、取締役候補者として株主総会に付議されています。なお、同社の指名委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役および独立社外監査役で過半数が構成されており、高い独立性が確保されています。このため、同社における取締役候補は、当社から独立した立場で適切かつ透明性の高い強固なガバナンス体制のもと、同社の株主共同の利益の確保と共に企業価値向上に資する人材が、適切なプロセスを経て選任されていると認識しています。
- ・ 同社からの企業価値向上に資する人材確保を目的とした、航空業界において広く的確な知見や経験を有する経営人材の推薦要請に応じ、当社は役員候補者として適任者の推薦を行っています。なお、今後の推薦の必要性も含め、同社と協議をしつつ検討を深めてまいります。
- ・ 選任された当社推薦の取締役は、同社の取締役会においては、善管注意義務に基づき同社の利益のために意思決定に加わっています。当社は同社の支配株主ではなく、また当社は同社の意思決定プロセスに関与していません。
- ・ 昨年の同社の定時株主総会における当社出身の取締役候補者の選任（再任）議案は、97%を超える高い賛成率で可決されており、当社以外の大多数の株主の賛同を集めています。

第6号議案 定款一部変更（共同保有の開示）の件

1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新設）	<u>第9章 共同保有の開示</u> <u>（共同保有の開示）</u> 第48条 当社は、上場会社の株主として、当該上場会社の他の株主との間で共同して議決権その他の権利を行使することを合意している場合には、 <u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該上場会社の商号、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該合意の内容を開示するものとする。</u>

2. 提案の理由

当社のグループ会社である空港施設が2023年6月に開催した第54回定時株主総会においては、同開催日午前午後とのほぼ同じ時間帯に当社とANAが議決権を行使した形跡があるが、空港施設の当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に両社が反対票を投じたことがマスコミ報道などから明らかになっている。

実際のところ、空港施設の第54回定時株主総会開催の2日前である2023年6月27日、空港施設の総務部職員がANA担当者と通話し、その後に、「日本航空が翌28日午後に電子投票し、その後に、ANAも電子投票する」との趣旨の発言がANA担当者からあった旨を空港施設総務部職員が同社幹部に報告したことが関係者の証言などから明らかになっている。このため、空港施設側は、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に当社とANAが同じ反対票を投じることだけでなく、両社の電子投票のタイミングまで事前に察知していた。上記の通話により、空港施設の総務部職員は両社が議決権行使について合意があったか否かを知る立場にあったと推定される。

仮に、当社とANAが共同して空港施設の株主としての議決権を行使することを合意していた場合には、両社は共同保有者として大量保有報告書を提出する義務を負うこととなるが（金融商品取引法第27条の23第5項）、金融商品取引法の遵守を確実なものとするために、当社は自らの責務で必要な開示を行う必要がある。

第75期有価証券報告書によると、当社は2024年3月31日時点で、10銘柄、時価にして約559億円の政策保有

株式を保有する。株式を政策保有する上場企業の経営に関わる事項について他の株主と何らかの合意を行っているのであれば、その合意が議決権行使についての合意であれば当然のこと、その他の合意であっても、当該上場企業の経営に重大な影響を与え、結果的に政策保有株式の価値及び投資元である当社の企業・株主価値にも大きな影響を与えるのであるから、当社が当該合意を交わしたのであれば、当社の少数株主保護の観点から、当該上場企業名、当該合意の相手方、当該合意の内容、当該合意の内容は当然に開示するべきである。

<第6号議案に対する当社取締役会の意見>

以下の1および2の観点を踏まえ、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

1. 当社は、適切な体制を整備した上で、法令ならびに東京証券取引所の規定に加え、社会にとって有用な情報を正確かつ公正に開示しています。

当社は、コンプライアンスについては、遵守すべき行動指針としてJALグループ行動規範「社会への約束」を定め、「公正な事業行動」を担保すべく、社会から真に信頼される企業の一員として、法令その他のルールを遵守し、誠実さをもって行動することを規定しています。また、コンプライアンス統括部門を設置しコンプライアンス推進体制を構築しています。

情報開示についても、「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所が定める会社情報の適時開示に関する規定に従って適切に実施するとともに、JALグループ行動規範に基づき、「ステークホルダーからの信頼」を確保すべく、社会にとって有用な情報を正確かつ公正に都度開示しています。

なお、2023年6月の空港施設株式会社（以下、同社と言います。）第54回定時株主総会における取締役選任議案につき、当社と同社の他の株主が、議決権行使に関して事前に合意していた事実はありません。このため、他の株主と共同保有者であるとして大量保有報告書を提出すべき事由が存在していないことから、特段の開示を行っておりません。

2. また、会社の組織・運営の根本原則である定款のあり方からして、定款に業務執行に属する個別具体的な内容を、将来にわたり固定的に規定する条文を定めることは、適切ではないと考えます。

[添付書類] 事業報告 (2024年4月1日～2025年3月31日)

1 JALグループ（企業集団）の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期において、日本および米国を始めとする世界主要国経済は、不安定な世界情勢の中で緩やかな成長が持続しました。

こうした経済情勢の下、フルサービスキャリア事業の国際旅客ではインバウンド需要の取り込み、国内旅客では各種キャンペーンによる需要喚起、貨物郵便では自社貨物専用機のネットワーク拡充などに努めました。また、コロナ禍以降取り組んできた事業構造改革(*)を着実に推進することにより、「LCC事業」、「マイル/金融・コマース事業」、「その他（旅行・受託等）」の各セグメントも収入を拡大した結果、売上収益は1兆8,440億円（前年比11.6%増）となりました。一方、費用は円安や世界的なインフレーションの影響を受けたものの、全社員でコスト抑制に取り組み、1兆6,934億円（前年比9.8%増）となりました。以上の結果、EBITは1,724億円（前年比18.7%増）となり、前期に続いて前年比で増収増益を達成しました。

(*)当期より「フルサービスキャリア事業」、「LCC事業」、「マイル/金融・コマース事業」および「その他（旅行・受託等）」の区分に変更しました。

	2023年度	2024年度
売上収益	16,518億円	18,440億円 (前期比 1,922億円増)
財務・法人所得 税前利益 (EBIT)	1,452億円	1,724億円 (前期比 272億円増)
親会社の所有者に 帰属する当期利益	955億円	1,070億円 (前期比 115億円増)

人的資本経営については、新卒採用に加えてキャリア採用を積極的に実施するとともに、教育・研修の拡充を通じて社員の能力向上に努めました。また、業務企画職（総合職）を対象に早期登用を可能にするとともに、60歳以上の社員のさらなる活躍に向けて人事制度を改定するなど、社員エンゲージメントの向上を図りました。

GXについては、2050年のCO₂排出量実質ゼロの実現に向け、最新鋭の省燃費機材の導入、大気からCO₂を回収する「ネガティブエミッション技術」を持つ企業への出資等さまざまな取り組みを進めました。

これらの取り組みを通じて、SX銘柄2024、ESG投資の代表的指数であるDow Jones Sustainability Asia Pacific Indexの構成銘柄への選定など、外部機関から高い評価を受けました。

今後も、全社員一丸となって新たな挑戦を積み重ね、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(注) 以降、当期(2024年度)の事象の年月表記については、年を省略し月のみの記載とします。

【経営目標】

JALグループは、2025年度に達成を目指す経営目標として、「安全・安心」、「サステナビリティ」、「財務」のそれぞれに目標値を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

FY2025 目標値			FY2024 実績
安全・安心 	安全	航空事故・重大インシデント：0 件 (中期期間を通じて)	▶ 4件*9
	CX(安心)	航空利用に加え、日常・ライフステージでも 世界トップレベルの顧客体験を実現 NPS*1：+4.0pt (FSC国際線・国内線)	▶ 国内+2.2pt 国際▲2.5pt
サステナビリティ 	環境	CO ₂ 削減 総排出量：921万トン*2未満 (FY2019実績) 使い捨てプラスチック削減*3 客室・ラウンジ：新規石油由来 全廃 貨物・空港：環境配慮素材*4へ100%変更	▶ 967万トン*10 ▶ 96%廃止*10 ▶ 92%変更*10
	地域社会	地域活性化 国内の旅客*5・貨物輸送量：FY2019対比 +10%	▶ 旅客 +6%*10 ▶ 貨物 ▲7%*10
	人	DEI推進 グループ内女性管理職*6 比率：30% 継続して多様な人材の活躍を推進	▶ 31%*10
財務 	EBITマージン (売上高利益率)	10% 以上を達成	▶ 9.4%
	ROIC*7 (投資利益率)	9% を達成	▶ 8.1%
	EPS (1株当たり純利益)	¥290 レベル	▶ ¥245

*1：Net Promoter Score…顧客満足の客観的指標 (FY2021期初対比)

*2：2021年に連結子会社化したスプリング・ジャパンのFY2019 CO₂排出量12万トンを含む。

*3：お客さまに提供する使い捨てプラスチック

*4：バイオマス・再生プラ・認証紙など、新規石油由来の原料不使用、もしくは低減したアイテム

*5：観光需要喚起や新規流動の創造などによる大都市圏＝地方間の旅客数の増分 *6：組織管理職

*7：投資利益率 (ROIC) = EBIT (税引後) / 期首・期末固定資産 (*8) 平均

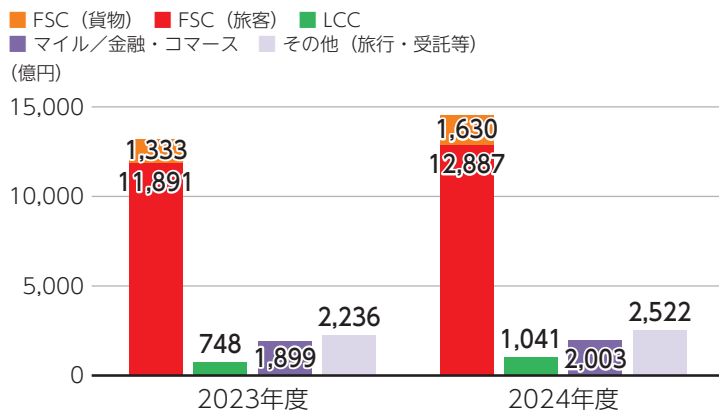
*8：固定資産 = 棚卸資産 + 非流動資産 - 繰延税金資産 - 退職給付に係る資産

*9：航空事故 3 件 (運航中の揺れによる客室乗務員の骨折 2 件、地上走行中の他機との接触 1 件)、重大インシデント 1 件 (着陸滑走路への地上車両の進入)

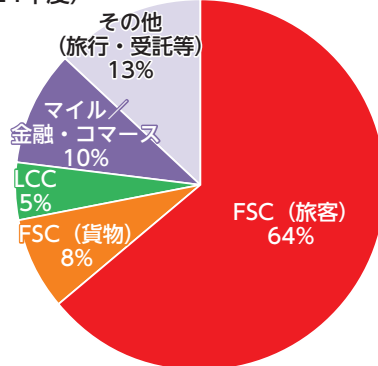
*10：速報値

2.各部門の状況

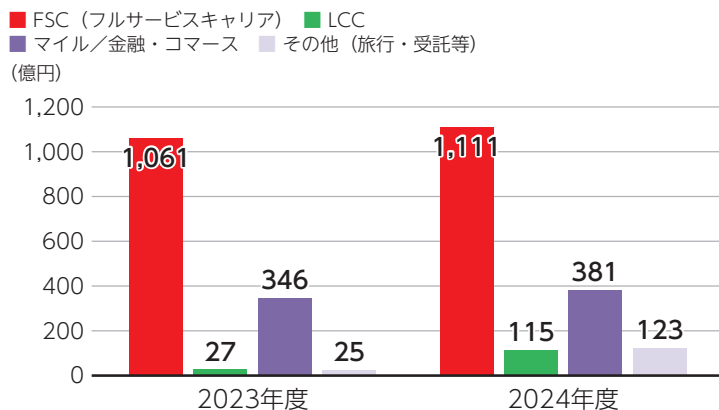
セグメント別 売上収益



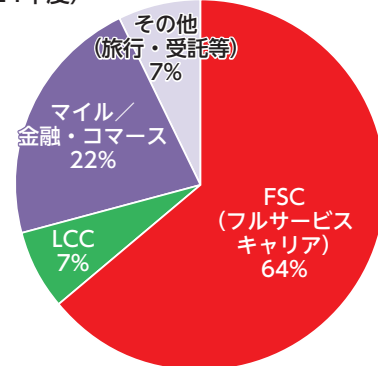
構成比
(2024年度)



セグメント別 EBIT



構成比
(2024年度)



注：セグメント別実績における売上収益、EBITおよび構成比はセグメント間連結消去前数値です。（以下、「2. 各部門の状況」における、※1の箇所が該当します。）

フルサービスキャリア事業（国際旅客・国内旅客・貨物郵便）

フルサービスキャリア事業での売上収益は1兆4,518億円（前期差+1,292億円）、EBITは1,111億円（前期差+49億円）となり、増収増益となりました。（※1）

国際旅客

	FY2024	前期比
旅客収入（億円）※2	6,963	+11.9%
有償旅客数（千人）	7,584	+14.4%
単価（円）	91,814	▲2.2%
ASK（百万席キロ）	49,971	+5.6%
RPK（百万人キロ）	41,916	+12.7%
有償座席利用率（%）	83.9%	+5.3pt

※2…全社連結科目別の数値であり、報告セグメント別の売上収益ではありません。（以下、「2. 各部門の状況」における※2の箇所が該当します。）

ASK…有効座席キロ。総座席数×輸送距離（キロ）

RPK…有償人キロ。有償旅客数×輸送距離（キロ）



エアバスA350-1000型機

旺盛なインバウンド需要や緩やかに回復傾向にある日本発業務需要を積極的に取り込んだことにより、旅客数は前期比14.4%増となりました。単価は前期比2.2%減となったものの、引き続き高い水準を維持しました。以上の結果、収入は前期比11.9%増の6,963億円となりました。

事業運営面では、CO₂排出量を従来機対比で約15～25%削減できる省燃費性と最高の快適性を備えたエアバスA350-1000型機を、4月にダラス・フォートワース線、10月にロンドン線に投入するなど、商品競争力を向上させました。また、前期末に日本の航空会社初の中東への直行便ドーハ線を開設したことに加え、ガルーダ・インドネシア航空との共同事業を決定するなど、ネットワーク拡充を推進しました。

商品サービス面では、10月より機内Wi-Fiサービスを全クラスで無料にしました。また、SKYTRAX^(*)「5スター」に8年連続で認定され、APEX^{(*)2}「WORLD CLASS」を日本の航空会社で唯一4年連続で受賞するなど、当社のサービスは、航空業界をリードする世界最高の品質と評価されました。

(*)1 英国を拠点とする航空会社の格付会社

(*)2 お客さまの搭乗体験向上のために航空会社や航空関連メーカー、旅行関連企業などで構成する米国の拠点とする非営利団体

国内旅客

	FY2024	前期比
旅客収入（億円）※2	5,715	+3.7%
有償旅客数（千人）	36,127	+2.9%
単価（円）	15,819	+0.8%
ASK（百万席キロ）	35,082	▲0.3%
RPK（百万人キロ）	27,666	+3.3%
有償座席利用率（%）	78.9%	+2.8pt



大阪・関西万博の開催を記念した
「JAL ミャクミャクJET」

各種キャンペーンによる需要喚起施策を通じて好調な個人需要を取り込んだ結果、旅客数は前期比2.9%増、単価は前期比0.8%増となり、収入は前期比3.7%増の5,715億円となりました。

事業運営面では、高需要期における臨時便の設定と一部機材の増席等、限られた経営資源の有効活用を通じて、需要の高い路線の供給拡大と収支改善を実現しました。さらに、費用増に対応した一部運賃の値上げと、閑散期・閑散便を中心とするタイムセールで収入最大化に努めました。また、オーバーツーリズムへの対応として、インバウンド旅客の日本各地への誘客にも注力しました。これらの結果、通年の座席利用率が、過去最高の78.9%となりました。

商品サービス面では、10月からストリーミング配信^(*)による動画視聴を無料でお楽しみいただけるよう、機内Wi-Fiサービスの拡充を行いました。また、JALカード会員限定でさらにお得にご利用いただける「JALカードスカイメイト」を2月から新設し、若年層が気軽に旅に出るきっかけづくりに努め、大学生を中心に多くのお客さまにご利用いただきました。

(*)端末上にダウンロードせずその場で再生される配信方式

貨物郵便

国際貨物	FY2024	前期比
貨物収入（億円）※2	1,233	+22.9%
貨物輸送重量（千トン）	512	+20.4%
重量単価（円/kg）	241	+2.1%
ATK（百万トンキロ）	5,252	+24.7%
RTK（百万トンキロ）	2,767	+10.0%

国内貨物	FY2024	前期比
貨物収入（億円）※2	279	+42.7%
貨物輸送重量（千トン）	328	+9.2%
重量単価（円/kg）	85	+30.6%
ATK（百万トンキロ）	1,679	+3.6%
RTK（百万トンキロ）	305	+7.9%

ATK…有効貨物トンキロ。総輸送容量×輸送距離（キロ）

RTK…有償貨物トンキロ。有償貨物輸送重量×輸送距離（キロ）

国際貨物

3月から新たにハノイ線を就航するなど、自社貨物専用機を活用してネットワーク拡充を進め、中国・アジア発北米向け貨物を中心に需要を取り込んだ結果、輸送重量は前期比20.4%増となりました。加えて、医薬品などの高付加価値貨物の獲得等に努め、単価は前期比2.1%増となりました。以上の結果、収入は前期比22.9%増の1,233億円となりました。また、リチウム電池輸送に関する国際的な統一基準を取得し、輸送ニーズが高まっているリチウム電池の安全かつ高品質な輸送サービスを構築しました。

国内貨物

コロナ禍に陸上輸送に移行した貨物需要を再誘致するとともに、新たな航空貨物需要の獲得に努めたことにより、輸送重量は前期比9.2%増となり、収入は前期比42.7%増の279億円となりました。また、ヤマトホールディングス株式会社との国内貨物専用機を活用した共同事業については、4月に就航を開始し、物流を通じた社会課題の解決に取り組みました。

LCC事業

LCC事業の売上収益は1,041億円（前期差+292億円）、EBITは115億円（前期差+88億円）となり、増収増益となりました。（※1）

（注）持分法適用関連会社であるジェットスター・ジャパンの実績は含みません。

ZIPAIR	FY2024	前期比
旅客収入（億円）※2	685	+26.8%
有償旅客数（千人）	1,355	+19.9%
単価（円）	50,565	+5.7%
ASK（百万席キロ）	9,106	+14.1%
RPK（百万人キロ）	7,718	+24.2%
有償座席利用率（%）	84.8%	+6.9pt

スプリング・ジャパン	FY2024	前期比
旅客収入（億円）※2	203	+53.2%
有償旅客数（千人）	1,012	+19.8%
単価（円）	20,054	+27.9%
ASK（百万席キロ）	1,896	+47.4%
RPK（百万人キロ）	1,498	+66.1%
有償座席利用率（%）	79.0%	+8.9pt

各社がそれぞれ強みを持つネットワークを活かし、成長するインバウンド需要を取り込むべく国際線の拡大などを進めました。

ZIPAIR

3月に成田＝ヒューストン線を開設したことで、就航先は北米・アジアを中心に10都市まで増加し、15%を超える高い営業利益率を達成しました。また、今後の需要拡大を踏まえ、ボーイング787-9型機の導入を決定しました。

スプリング・ジャパン

国内線から中国路線への移行を進め、回復する中国発需要を着実に取り込むとともに、ヤマトホールディングス株式会社との共同事業に用いる貨物専用機の運航を受託することにより、初の通期黒字化を達成しました。

ジェットスター・ジャパン(持分法適用関連会社)

成田で最大規模のエアラインとして人流の拡大に貢献し、成田発着運航便の搭乗者数累計4,000万人を達成しました。また、12月に関西＝台北線を増便し国際線の拡大を図るとともに、新システムによるレベニューマネジメント強化等、収益性向上を図りました。

マイル/金融・コマー্স事業

マイル/金融・コマー্স事業の売上収益は2,003億円（前期差+103億円）、EBITは381億円（前期差+34億円）となり、増収増益となりました。（※1）



「JAL Life Status プログラム」ステータス



空港店舗「JAL PLAZA」

マイル発行数の増加や好調なコマー্স事業により大幅な増収となりました。

マイル/金融

日常のさまざまなシーンでマイルをためて、特別な体験へ交換できるよう、マイルの魅力の向上に取り組みました。「JAL Life Status プログラム」(*)の制度拡充や、各種キャンペーンなどの実施により、JALカードの会員数・決済額が増加するとともに、スマートフォン決済「JAL Pay」の利用も促進しました。また、提携企業のポイントからマイルへの交換が堅調に推移するとともに、「JAL光」「JALでkariteco」などの新たなマイル提携サービスも展開しました。以上により、航空事業以外の発行マイル数が前期比11%増となりました。

(*)2024年1月に導入した、生涯を通じて、ご搭乗に加えて日常生活のさまざまなサービスのご利用でステータスポイントを獲得いただけるロイヤリティプログラム。

コマー্স

中核子会社JALUXが、航空関連事業や空港店舗など幅広く事業を展開し、増収増益となりました。また、総合オンラインショッピングモール「JAL Mall」については、出店数が130店舗を超え、商品ラインナップを拡充しました。

その他（旅行・受託等）

その他（旅行・受託等）の売上収益は、2,522億円（前期差+286億円）EBITは123億円（前期差+98億円）となり、増収増益となりました。（※1）



グラウンドハンドリングの様子

旅行領域では、中核子会社ジャルパックが、デジタル化の進展や円安等による海外および国内マーケットの変化を踏まえつつ、既存事業の収益性向上に取り組むとともに、マイルツアーやワーケーションなどさまざまな取り組みを推進する商品造成を行うなど、関係・つながりの創出に努めました。

外国航空会社のグラウンドハンドリングの受託においては、持続可能な応需体制の構築に取り組み、インバウンド旅客の増加に貢献しました。また、取扱便数の増加に加え、受託料金の見直しにより収益性の向上を図りました。

エアモビリティ領域では株式会社Soracleを設立し、米国Archer社と協業するなど、新たな空の移動価値の創造に向けて取り組みました。

3. 安全・安心に関する取り組み

安全・安心に関する詳細情報、安全報告書を、
当社Webサイトに掲載しております。
<https://www.jal.com/ja/safety/>



【日本航空に対する行政指導について】

当社は4月と12月に運航乗務員による飲酒に関わる不適切事案等を発生させ、2度にわたり国土交通省より行政指導を受けました。お客さまと社会の信頼を損ねてしまったことを極めて重く受け止め、以下の5項目を柱とする37件の再発防止策を策定し、経営主導のもと全社員一丸となり取り組んでいます。また、再発防止策の進捗や有効性に関して客観的にフォローアップを行うべく、2月に社外取締役を委員長とする検証委員会を設置し、活動を開始しました。

① 社内意識改革

経営を含む全社員を対象とした安全文化および当事者意識醸成に向けた階層別の教育、および全運航乗務員を含む運航本部社員を対象とした飲酒を含む安全意識・規定遵守に向けた専門教育を開始しました。いずれも今後定期的に実施してまいります。

② 運航乗務員の飲酒傾向の管理のさらなる強化

過度な飲酒傾向にある運航乗務員を適切に指導、管理監督するための仕組みを再構築しました。また、この仕組みの運用に関する安全推進本部による関与を強化しました。

③ アルコール検査体制の再構築

運航乗務員が実施するアルコール検査の結果について、従来からの乗員自身による確認と運航本部内の担当部署による関与に加え、即時性と確実性を高めるために、不合格の場合には検査に立ち会う空港所が並行して結果を担当部署に報告する体制へ変更しました。さらに、多くの場面で人間に依存している現在の検査体制の自動化を進めるべくシステム改修に取り組んでまいります。

④ 安全管理体制の再構築

役員や安全管理部門長を対象とした社外機関による危機管理の専門教育を実施するとともに、安全管理規程を改定し、各本部から航空局および安全統括管理者、安全推進本部への報告対象や、報告における責任の所在を明確化しました。

⑤ 運航本部の組織課題への対応

一人ひとりの運航乗務員ときめ細かなコミュニケーションを図るとともに、組織としてのガバナンスを強化すべく、現業部門を束ねる部署の新設や、管理スパンの適正化など運航本部内のマネジメントを強化しました。

2024年以降、1月2日に発生した羽田空港での航空機衝突事故を始め、航空業界では世界的に安全上のトラブルが相次ぎました。羽田空港での航空機衝突事故につきましては、12月に国土交通省運輸安全委員会が調査の経過を公表しましたが、当社は、引き続き同調査機関の調査に全面的に協力するとともに、当局や関係各所と連携し再発防止に取り組んでまいります。また、海外エアライン他社や製造メーカー等で発生した事例についても十分に注視し、当局や関係各所と連携しながら情報収集のうえ必要な対策を講じてまいります。

【安全の層を厚くするための継続的な取り組み】

安全のリーディングカンパニーを目指し、経営目標である「航空事故ゼロ・重大インシデントゼロ」の達成に向け、「デジタル技術を活用した航空安全の高度化」「航空を取り巻くさまざまな環境変化への対応」等を重点事項と定め、さまざまな取り組みを推進しました。

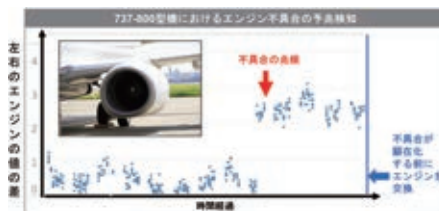
主な取り組み

- ・ 飛行中の揺れによる負傷対策として、機体が揺れを自動検知し、その情報を周辺を飛行する機体へリアルタイムに共有するシステムについてボーイング767型機、737型機への導入を完了しました。
- ・ 航空機メーカーが提供するプラットフォームを活用した故障予測モデルの開発や、大量のセンサーデータから異常を検知する技術の開発など、安全運航を支えるために航空機の故障を予測する取り組みを進めました。
- ・ 経営の積極的な関与の下で保安リスク体制管理を構築し、航空保安確保に継続的に取り組んだことが評価され、国際航空運送協会(*)の航空保安管理における国際認証において、現時点で取得可能な最高段階の認証「Operating(レベル2)」を世界で初めて取得しました。

(*)国際航空運送協会：International Air Transport Association(IATA)。1945年に設立された世界の航空会社が加盟する業界団体。現在、世界の航空交通の80%以上を占める約340社の航空会社が加盟。



揺れに関わる情報を迅速に収集する仕組み



航空機の故障を予測する取り組み



世界初のOperating(レベル2)の国際認証

4. サステナビリティに関する取り組み

サステナビリティに関する取り組みの詳細情報を、当社Webサイトに掲載しております。
<https://www.jal.com/ja/sustainability/>



(1) 環境

【CO₂排出量の削減に関する取り組み】

省燃費機材への更新

ボーイング737-8型機に関し、発注済みの21機に加え17機の追加導入を決定し、これまで導入を決定した省燃費機材は、エアバスA321neo型機なども含め90機規模となりました。2030年度の省燃費機材の比率は73%となる予定です。



ボーイング737-8型機

SAFの活用（「SAF」：持続可能な航空燃料/Sustainable Aviation Fuel）

「全燃料搭載量のうち、2025年度に1%、2030年度に10%をSAFに置き換える」という目標達成に向け、国内外でSAFの調達を進めるとともに、国産SAF製造事業者との連携深化を図り、国内でのSAF商用化と普及・拡大に取り組みました。さらに、廃食油や木質バイオマス等をSAFへ活用することによる資源循環の取り組みを促進させるために、国内の自治体や企業などさまざまなステークホルダーの皆さまとの協働を進めました。

【使い捨てプラスチック削減】

限られた資源の有効利用を進める「3R（Reduce/Reuse/Recycle）+1R（Redesign）」を推進し、包材やスリッパなどの素材の変更などを実施しました。経営目標の進捗は、「機内・ラウンジ：新規石油由来を96%^{*}廃止(前期比+38pt)」「空港・貨物：環境配慮素材へ92%^{*}変更(前期比+1pt)」となりました。^{*}速報値

(2) 地域社会

【地域活性化】

経営目標の「国内の旅客・貨物輸送量+10%（2019年度対比）」の達成に向けて、旅客についてはインバウンド需要の日本各地への誘客や大阪・関西万博を契機とした移動需要の取り込みに向けた準備に取り組み、前期比5pt増（2019年度対比6%増）^{*}となりました。また、貨物については陸上輸送から航空輸送への再誘致に取り組み、前期比8pt増（2019年度対比7%減）^{*}となりました。^{*}速報値

(3) 人

【DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）推進】

女性管理職比率は31.4%^{*}（前期比+1.6pt）まで上昇し、経営目標である30%を1年前倒しで達成しました。女性の執行役員は1名増の9名となり、比率は28.1%（前期比+3.1pt）となりました。また障がいのある社員については、活躍の場の拡大を推進することで、前期比約80名増の800名超となりました。^{*}速報値

【人権の尊重】

人権デューデリジェンスの仕組みに基づき、「サプライチェーンマネジメント」「商品・サービスの提供」「社内環境の整備」の3つの観点で取り組みを進めました。サプライチェーンについては、機内食・空港・貨物を中心に重要なサプライヤー60社を特定し、人権への負の影響の防止・軽減の働きかけに取り組みました。

5. 対処すべき課題

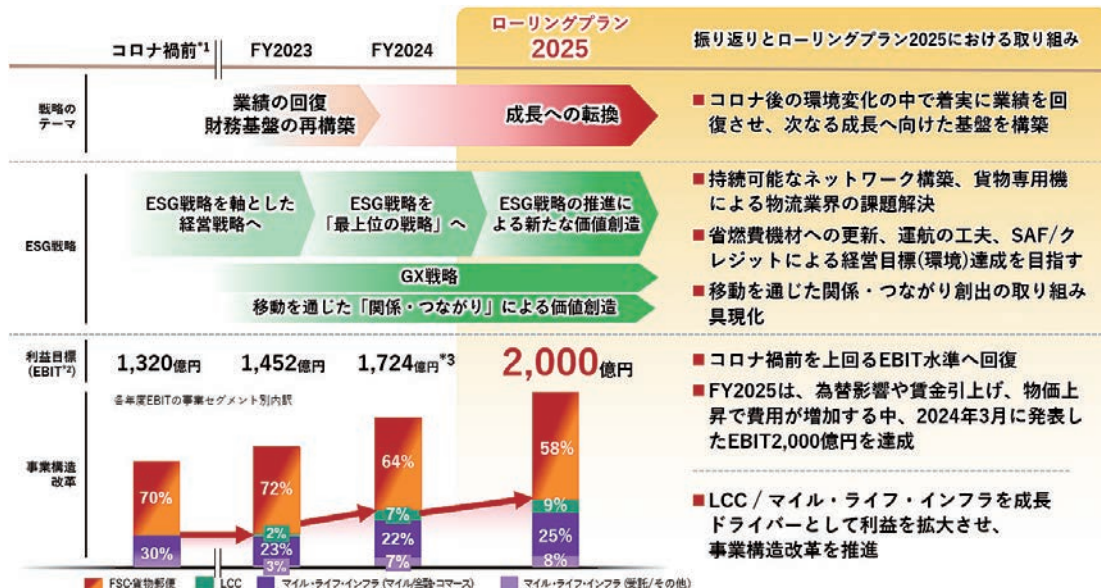
2021年度に策定した2021-2025年度中期経営計画に基づき、コロナ禍からの早期回復、財務基盤の再構築、持続的な成長を実現するための事業構造改革、事業を通じた社会課題の解決等に取り組んでまいりました。2025年度の経営目標・利益目標の達成により、同中期経営計画を完遂し、2026年度以降のさらなる成長へつなげてまいります。

- (1) 2021-2025年度中期経営計画の振り返りと見通し
「利益目標の達成」「事業構造改革の推進」「経営目標の達成」
- (2) 2026年度以降の成長に向けて
- ① 事業構造改革の深化
 - ② 経営資源配分
 - ③ GX戦略
 - ④ 社会課題起点での事業成長
 - ⑤ 事業横断の取り組み

(1) 2021-2025年度中期経営計画の振り返りと見通し

「利益目標の達成」「事業構造改革の推進」「経営目標の達成」

- ・コロナからの早期回復、財務基盤の再構築、持続的な成長を実現する事業構造改革、事業による社会課題の解決など、ESG戦略を最上位の戦略として取り組むことで、成長への転換を実現します。
- ・2025年度は、旺盛な海外需要の取り込みによる国際線の成長、国内線の収益性の改善、マイル・ライフ・インフラ領域の拡大などにより、2024年3月に発表したEBIT 2,000億円を達成します。



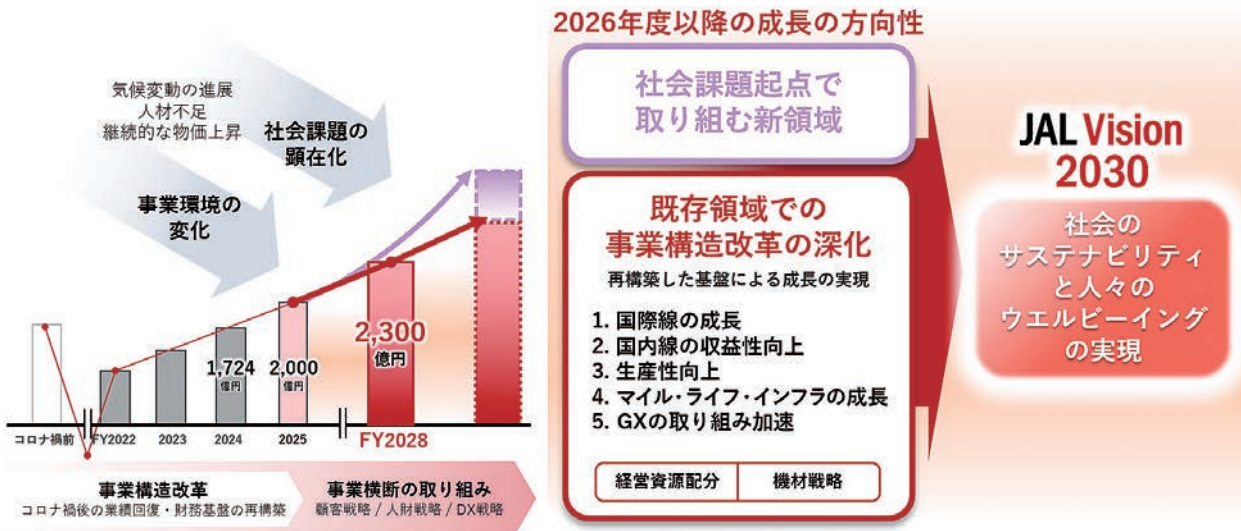
*1 コロナ禍前：FY2019実績から新型コロナウイルス影響を除いた数値（FY2019 Q3決算発表時に開示した業績予想値(IFRS)）

*2 EBIT：Earnings Before Interest and Taxes（財務税引き前利益）

*3 セグメント別内訳における、EBITの構成比はセグメント間連結消去前数値です。

(2) 2026年度以降の成長に向けて

既存の事業領域においては、「国際線の成長」「国内線の収益性向上」「生産性向上」「マイル・ライフ・インフラの成長」「GXの取り組み加速」からなる、事業構造改革の深化に取り組み、2028年度のEBIT 2,300億円の達成と、企業価値向上を目指します。また、今後顕在化していく社会課題を新たなニーズととらえ、新領域での事業創出にも積極的に取り組んでいきます。



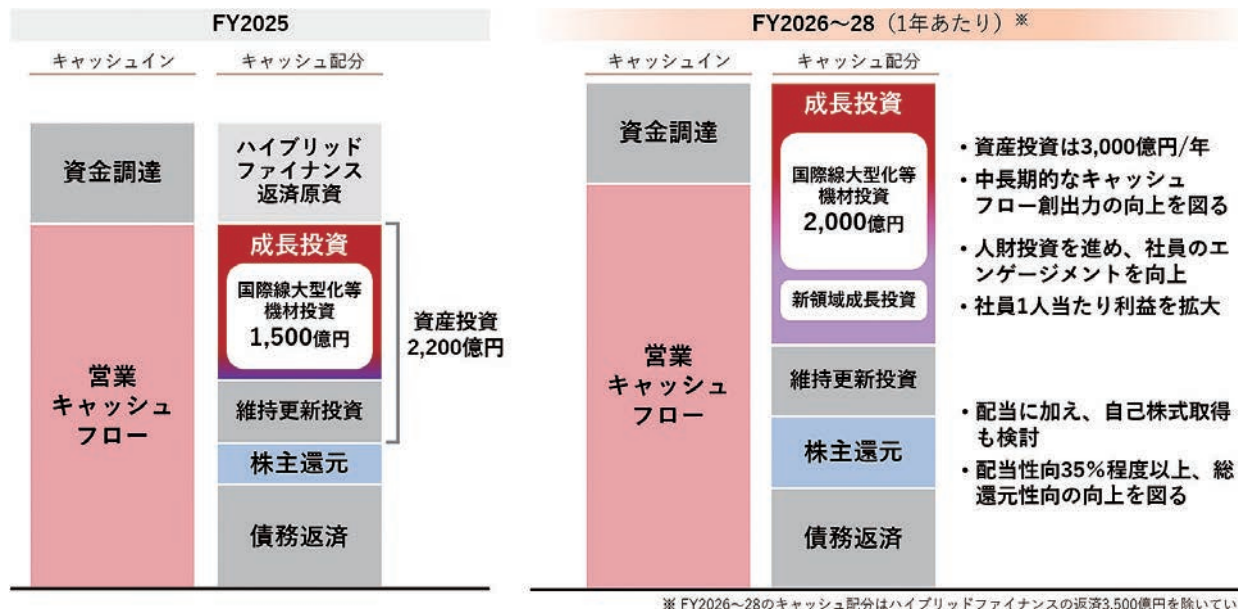
① 事業構造改革の深化

2028年度のEBIT 2,300億円の達成と、中長期的な企業価値向上に向け、フルサービスキャリア（国際旅客）に加え、LCC、非航空領域を中心とした、成長性・資本効率性の高い領域に重点的にリソースを配分していきます。DXを活用したサービス変革・働き方改革により生産性を向上させ、成長領域へ人財をシフトしていきます。



② 経営資源配分

財務の健全性を維持しながらも、成長領域へ経営資源を重点的に配分していきます。
成長投資を進めて将来の成長を図っていきます。
また、株主の皆さまへの早期の還元拡充も確実に実現してまいります。



※ FY2026～28のキャッシュ配分はハイブリッドファイナンスの返済3,500億円を除いている

③ GX戦略

2050年のネットゼロエミッション実現に向け、

- ・2030年度には73%の機材を省燃費機材に更新します。
- ・2030年度には全搭載量燃料の10%をSAFに置き換えるべく、さまざまな取り組みを進めます。
- ・カーボンクレジットの調達、次世代新技術の導入促進にも、引き続き取り組みます。

FY2030目標に向けた取り組み

機材更新

- ・省燃費機材^{*1}比率の拡大
(FY2019 29% ⇒ FY2030 73%)
- ・スタートアップ企業との協業により、次世代航空機（水素・電動）の技術開発貢献



©ZeroAvia

運航の工夫

- ・グループ航空会社を含めた JAL Green Operationsの推進
- ・省燃費技術（リブレット形状塗膜等）の実証と展開



SAF

FY30 全搭載燃料の10%置き換えに向けて、

- ・国産SAF製造事業者との連携深化ならびに調達の拡大
- ・国産SAFの原料(家庭系廃食油等)確保、地産地消への貢献
- ・海外での調達地点拡大、oneworld共同調達



カーボンクレジット

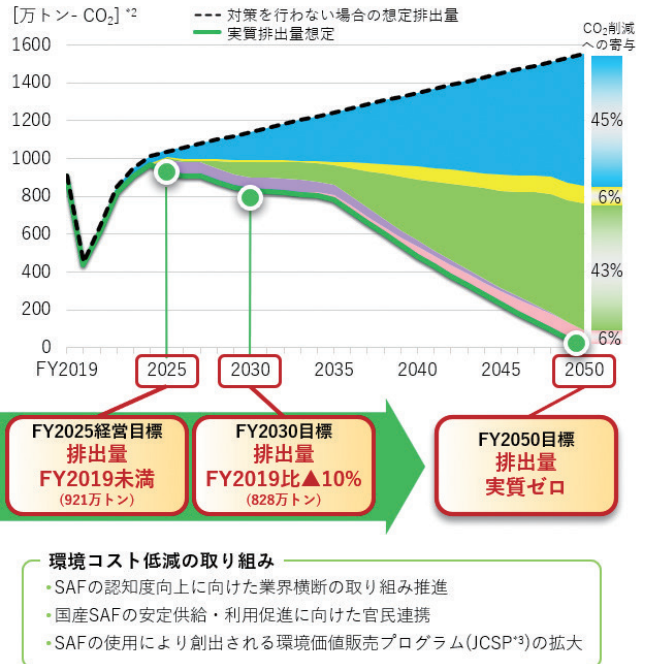
- ・CORSIA適格クレジットの活用
- ・カーボンクレジットを活用した地方創生（唐津市でのブルーカーボン創出の取り組みなど）



除去新技術

- ・大気中のCO₂を除去する技術を持つ企業への出資による次世代新技術の導入促進

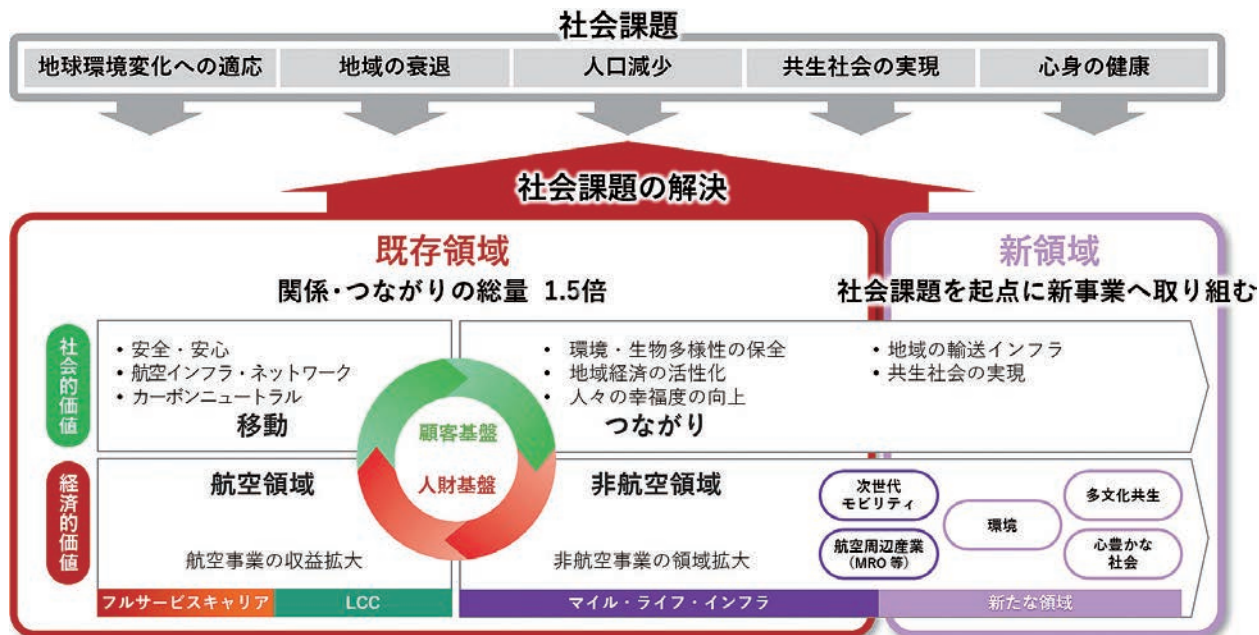




^{*1} A350, 787, A321neo, 737-8の機数割合 ^{*2} 航空機からの直接CO₂排出量 (Scope1) ^{*3} JCSP: JAL Corporate SAF Program

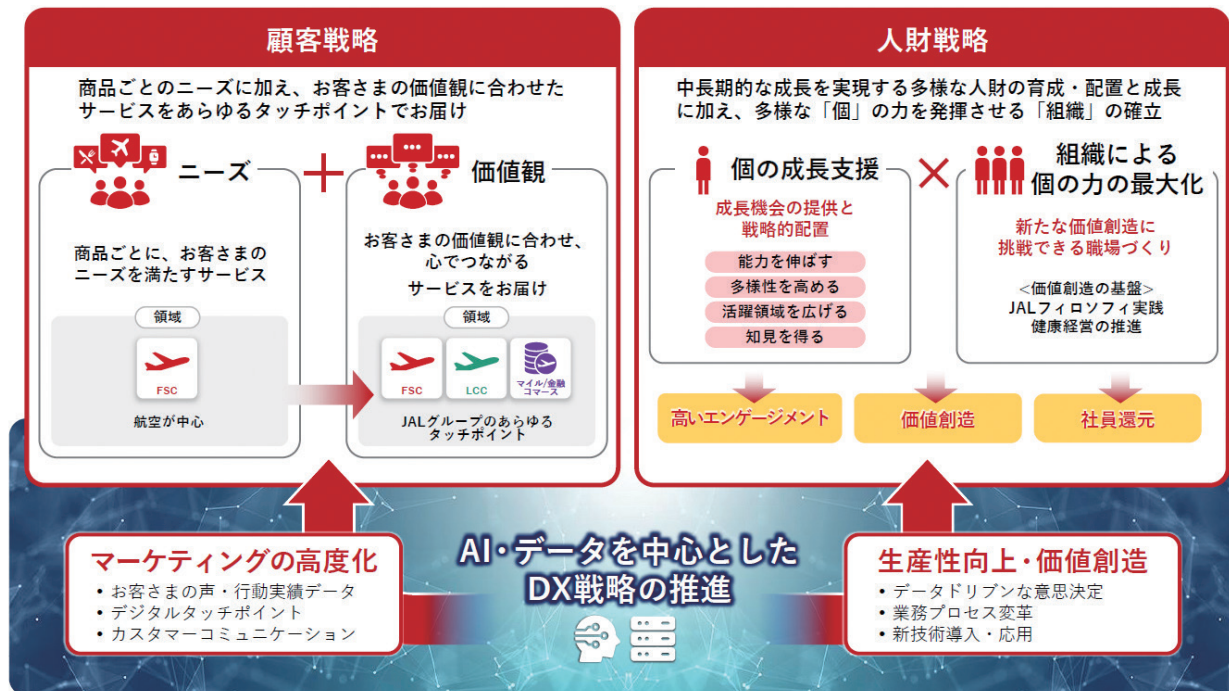
④ 社会課題起点での事業成長

既存領域における「関係・つながりの総量」拡大の取り組みに加え、新たな事業領域で社会課題の解決に取り組むことで、中長期的な企業価値の向上を実現します。



⑤ 事業横断の取り組み

中長期的な事業の成長を実現するため、顧客戦略、人財戦略、DX戦略を、事業横断で推進していきます。



以上の取り組みを通じて「JAL Vision 2030」を実現し、多くの人々やさまざまな物が自由に行き交う、心はずむ社会・未来を実現すべく、全社員一丸となって進んでまいります。



多くの人々やさまざまな物が自由に行き交う、心はずむ社会・未来を実現し
世界で一番選ばれ、愛されるエアライングループを目指します

6. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

セグメント区分	従業員数	前期末比増減
フルサービスキャリア事業	29,013名（1,621名）	+1,933名(+270名)
LCC事業	1,742名（82名）	
マイル/金融・コマース事業	1,657名（355名）	
その他	6,021名（737名）	
合 計	38,433名（2,795名）	+1,933名（+270名）

- (注) 1. 従業員数は、退職者およびJALグループからグループ外への出向者を除き、グループ外からJALグループへの出向者を含みます。
2. 人材派遣会社からの派遣社員およびパートタイム社員については、年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
当該派遣社員およびパートタイム社員の前期末比増減は、前期・当期との年間の平均人員数の差を（ ）内に記載しております。
3. 当期よりセグメント区分を変更しているため、区分別の前期末比増減は記載しておりません。

7. 航空機（2025年3月31日現在）

機種	機数			座席数
	所有機	リース機	小計	
大型機				
エアバスA350-1000型	7	1	8	239席
エアバスA350-900型	11	4	15	369、391席
ボーイング777-300ER型	12	0	12	244席
(小計)	(30)	(5)	(35)	
中型機				
ボーイング787-9型	19	3	22	195、203、239席
ボーイング787-8型	31	0	31	186、206、290、291席
ボーイング767-300ER型	24	0	24	199、252、261席
(小計)	(74)	(3)	(77)	
小型機				
ボーイング737-800型	49	13	62	144、165、189席
(小計)	(49)	(13)	(62)	
リージョナル機				
エンブラエル170型	18	0	18	76席
エンブラエル190型	14	0	14	95席
デ・ハビランドDHC-8-400CC型	5	0	5	50席
ATR42-600型	12	1	13	48席
ATR72-600型	2	0	2	70席
(小計)	(51)	(1)	(52)	
貨物機				
ボーイング767-300ER型	3	0	3	－
エアバスA321-200型	0	3	3	－
(小計)	(3)	(3)	(6)	
合 計	207	25	232	

8. 設備投資の状況

JALグループが当期中において実施した設備投資の総額は、2,899億円です。その内訳は、航空機関連で2,380億円、地上資産等で195億円、無形固定資産で323億円となっています。

当期中に新規購入した航空機は5機です。なお、賃借していた航空機を2機買い取っております。一方、1機を売却しております。

現在発注している航空機のうち、当期中に前払金支払いなどを実施した航空機は52機となっています。

◇新規購入 5機

エアバスA350-1000型 5機

◇売却 1機

ボーイング 777-300ER型 1機

9. 資金調達の状況

JALグループは、省燃費性能の高い最新鋭機材への更新を着実に進めるため、5月に当社としては3回目となるトランジションボンドを発行するなど、総額約1,000億円の負債による資金調達を行いました（短期借入金の増減を除く）。

10. 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイエア	100百万円	100.0%	航空運送事業（フルサービスキャリア）
日本エアコミューター株式会社	300百万円	60.0%	航空運送事業（フルサービスキャリア）
日本トランスオーシャン航空株式会社	4,537百万円	72.8%	航空運送事業（フルサービスキャリア）
株式会社ZIPAIR Tokyo	100百万円	100.0%	航空運送事業（LCC）
スプリング・ジャパン株式会社	100百万円	66.7%	航空運送事業（LCC）
株式会社JALエンジニアリング	80百万円	100.0%	整備業
株式会社JALUX	2,558百万円	※69.7%	卸売業
株式会社JALUXエアポート	15百万円	※100.0%	空港店舗運営
株式会社ジャルカード	360百万円	50.6%	クレジットカード業
株式会社ジャルパック	80百万円	※97.8%	旅行業

（注）1. 重要性の観点から記載する対象会社の見直しを行っております。上記子会社は、売上収益100億円以上の航空運送事業者を含み、また当社とあわせてJALグループの前期・当期の売上収益（連結消去後）の大宗を占めています。

2. ※は子会社による所有を含む議決権比率です。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況 (*は上場企業)
代表取締役会長	赤 坂 祐 二	取締役会議長	
代表取締役 社長執行役員	鳥 取 三津子	グループCEO、経営会議議長、グループ運営会議議長、グループ安全対策会議議長、JALフィロソフィ会議議長、グループリスクマネジメント会議議長、サステナビリティ推進会議議長、顧客価値創造会議議長、SDGs統括	
代表取締役 副社長執行役員	斎 藤 祐 二	コーポレート部門管掌（経営企画本部、経営管理本部、財務・経理本部、総務本部、調達本部、人財本部、イノベーション本部）、グループCFO、健康経営責任者、JALウェルネス推進委員会委員長	日本空港ビルデング株式会社(*)社外取締役
取締役 副社長執行役員	青 木 紀 将	顧客部門管掌（カスタマー・エクスペリエンス本部、マイレージ・ライフスタイル事業本部、デジタルテクノロジー本部、ソリューション営業本部）、グループCCO、カスタマー・エクスペリエンス本部長	
取締役専務執行役員	柏 頼 之	秘書部・総合政策部担当、株式会社JAL航空みらいラボ社長	
取締役常務執行役員	田 村 亮	整備本部長、株式会社JALエンジニアリング社長	
取締役	小 林 栄 三		
取締役	柳 弘 之		AGC株式会社(*)社外取締役、キリンホールディングス株式会社(*)社外取締役、三菱電機株式会社(*)社外取締役
取締役	三 屋 裕 子		公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事、株式会社PIT代表取締役、株式会社デンソー(*)社外取締役、公益財団法人日本オリンピック委員会副会長
常勤監査役	北 田 裕 一		
常勤監査役	菊 山 英 樹		
監査役	久 保 伸 介		共栄会計事務所代表パートナー、川崎汽船株式会社(*)社外取締役（監査委員）
監査役	岡 田 譲 治		日本取引所自主規制法人外部理事、日本公認不正検査士協会理事長、日本電気株式会社(*)社外取締役（監査委員長）
監査役	松 村 眞理子		真和総合法律事務所パートナー弁護士、明治ホールディングス株式会社(*)社外取締役、株式会社小松製作所(*)社外監査役、ソーダニッカ株式会社(*)社外取締役

(注) 1. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動

- ・2024年4月1日付で、植木義晴氏は取締役会長から取締役に、赤坂祐二氏は代表取締役社長執行役員から代表取締役会長に、清水新一郎氏は代表取締役副社長執行役員から取締役副会長に、鳥取三津子氏は代表取締役専務執行役員から代表取締役社長執行役員に、斎藤祐二氏は取締役専務執行役員から代表取締役副社長執行役員に、堤正行氏は取締役常務執行役員から取締役に、就任いたしました。
 - ・2024年6月18日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、植木義晴、清水新一郎および堤正行の各氏は取締役に、加毛修氏は監査役を退任いたしました。
 - ・2024年6月18日開催の第75期定時株主総会において、新たに、青木紀将、柏頼のおよび田村亮の各氏が取締役に、松村真理子氏が監査役に選任され、同日就任いたしました。
2. 当該事業年度中の取締役および監査役の重要な兼職の異動
- ・取締役の小林栄三氏は、2024年6月19日付で株式会社日本取引所グループの社外取締役を退任いたしました。
 - ・取締役の斎藤祐二氏は、2024年6月26日付で日本空港ビルデング株式会社の社外取締役に就任いたしました。
 - ・取締役の三屋裕子氏は、2024年6月26日付でENEOSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
 - ・監査役の松村真理子氏は、2025年2月27日付で株式会社ファンドクリエーショングループの社外監査役を退任いたしました。
 - ・監査役の久保伸介氏は、2025年3月28日付で川崎汽船株式会社の社外監査役を退任し社外取締役（監査委員）に就任いたしました。
3. 取締役 小林栄三、柳弘のおよび三屋裕子の各氏は、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たす社外取締役です。なお、当社は各氏を東京証券取引所の規定に基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、小林栄三氏は筆頭独立社外取締役です。
4. 監査役 久保伸介、岡田譲治および松村真理子の各氏は、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たす社外監査役です。なお、当社は各氏を東京証券取引所の規定に基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 菊山英樹氏は、当社入社以来長年にわたり一般管理部門を中心に従事するとともに、2019年から4年間財務・経理本部長を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 久保伸介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 岡田譲治氏は、三井物産株式会社入社以来長年にわたり財務・経理部門を中心に従事するとともに、同社副社長執行役員CFOを務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外役員の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりです。なお、三屋裕子氏は、公益財団法人日本バスケットボール協会の代表理事であり、当社は同法人に協賛金の支払等を行いましたが、この合計金額は同法人の経常収益の0.10%未満です。また、同氏は、公益財団法人日本オリンピック委員会の副会長であり、2023年11月2日からは会長職を代行しています。当社は同法人に協賛金の支払を行いましたが、この合計金額は同法人の経常収益の0.31%未満です。同氏は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。その他、各兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各監査役との間では、それぞれ、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、取締役・監査役・執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものです。ただし、一定の免責事由を定めているほか、免責金額も定めております。保険料は全額会社が負担しております。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	業績連動報酬 (非金銭報酬債権等)
取締役 (うち社外取締役)	12 (3)	454 (41)	266 (41)	108 (-)	79 (-)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	84 (31)	84 (31)	-	-
合計	18	538	351	108	79

※以下「業績連動報酬（賞与）」は「業績連動型賞与」、「業績連動報酬（非金銭報酬債権等）」は「業績連動型株式報酬」と記載します。

- (注) 1. 業績連動型賞与および業績連動型株式報酬等は当該事業年度に費用計上した金額を記載しております。
2. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬の総額は「年額1億円以内」となっております（2012年7月10日臨時株主総会決議）。監査役報酬は独立した立場から固定報酬（月額報酬）のみで構成し、監査役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。

(2) 取締役の報酬等の決定に関する方針

2017年6月22日第68期定時株主総会決議により、報酬等の総額を以下のとおり決定しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役3名）です。

報酬等の総額

- ① 金銭による報酬等の総額：年額7億円以内（うち、固定の基本報酬総額を3億5,000万円以内（うち社外取締役は総額5,000万円以内）、業績連動型賞与の総額を3億5,000万円以内）
 - ② 業績連動型株式報酬制度に基づく金銭報酬債権等の報酬の各業績評価期間（終了した直近の連続する3事業年度をいいます）当たりの総額：1業績評価期間当たりの上限交付株式数（100,000株）に1株当たり払込金額上限値(*1)を乗じた金額
- ※ 社外取締役に、固定の基本報酬のみを支払うこととしております。

(*1)「払込金額上限値」 払込に充てられる金銭報酬債権が対価となる職務執行の対象期間である業績評価期間の満了時点から起算して前後各3か月間（計6か月間）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の最高値

当社は、報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で以下のとおり取締役の報酬等の決定に関する方針を決定しています。

基本方針

- ① 当社およびJALグループの持続的かつ堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、企業理念および経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けのものとします。
- ② 年度の業績と連動する業績連動型賞与と、株主の皆さまとの利害の共有をより一層促進することを目的として中長期的な業績による企業価値と連動させる業績連動型株式報酬の割合を適切に設定し、健全な企業家精神の発揮に資するものとします。
- ③ 当社の業績を踏まえ、当社の経営陣に相応しい処遇とします。

報酬水準および報酬構成比率

- ① 当社の経営環境を踏まえ、また客観的な報酬市場データを参考に、適切な報酬水準に設定します。
- ② 当社の事業の内容や業績連動型報酬の実効性を考慮し、(A)「固定の基本報酬の額(*2)」、(B)「目標に対する達成度合いによって支給される業績連動型賞与の額」、(C)「目標に対する達成度合いによって交付される業績連動型株式報酬の額」の割合を次のように設定します。（下記割合は目安であり、株価の変動等に応じて割合は変動） (*2)執行役員が取締役を兼務する場合の手当の額および代表権を有する場合の手当の額を除いた額とします。



業績連動型報酬の仕組み

業績連動型賞与および業績連動型株式報酬の業績評価指標等は、経営環境や各役員の役割の変化に応じて適宜見直すこととしています。2022年度より中期経営計画における経営戦略の三本柱である、財務戦略、事業戦略、ESG戦略をより力強く推進するため、業績連動型賞与および業績連動型株式報酬の業績評価指標等を見直しました。

なお、2021年度を始期とする業績連動型株式報酬については、業績等に鑑み、一律不支給となります。

	業績連動型賞与(*1)	業績連動型株式報酬
変動幅 (業績目標達成時を100とした場合)	支給する額は0～150で変動	交付する株式の数は0～150で変動 (*2)
業績評価指標および割合	025%50%75%100% EBIT (50%) 個別業績評価 (*3) (20%)	025%50%75%100% TSR (*4) (25%) ROIC (*5) (25%) ESG (*6) (25%) CO₂ (*7) (25%)
業績評価期間	1年	3年

凡例：

財務目標

非財務目標

- (*1)会長、社長等は「各役員の個別業績評価指標」は設定せず、「EBIT」で評価。安全運航に関する目標の達成状況を考慮。
(*2)中期経営計画の最終事業年度は、目標の達成状況に応じて加減調整し、0～200の間で変動。 / (*3)各役員の個別指標
(*4)TSR：当社の株主総利回りと配当込みTOPIX利回りとの対比をもとに評価 / (*5)連結ROICをもとに評価
(*6)代表的なESG銘柄（DJSI World Index、FTSE Blossom Japan Index、APEX WORLD CLASS、CDP A-、MSCI WIN）への選定数をもとに評価 / (*7)有償トンキロあたりのCO₂排出量をもとに評価

報酬決定の手続きその他

取締役の報酬に関する事項は、当社が任意に設置する報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定することとします。報酬委員会の構成員の過半数は社外取締役とし、委員長は社外取締役から選定します。
なお、固定の基本報酬は毎月支払い、業績連動型賞与および業績連動型株式報酬は年に一度支払うこととしております。

個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、社外取締役が委員長を務め、かつ構成員の過半数を占める報酬委員会において、上記の取締役の報酬等の決定に関する方針を踏まえて議論が行われ、その審議・答申を十分に尊重して、2024年2月21日開催の当社取締役会にて決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

3 資本政策の基本的な考え方と株主還元方針

資本政策の基本的な考え方

- ①当社は、航空運送事業特有の事業リスクに備えるため、また将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資の原資を確保するため、必要な純資産額を確保し、自己資本比率を安全な水準に保持するよう努めます。
- ②資金調達手段の多様性・柔軟性を確保する体制を整えます。そのため、必要な信用格付の維持に努めます。
- ③当社は株主資本コストを意識し、これを上回る資本効率を達成することを目指し、その実現に向けて経営計画を策定し、財務目標を定め、目標達成に向けた具体的な施策を含めて公表・説明してまいります。

今後の見通し

「2021-2025年度JALグループ中期経営計画」の4年間が終了し総仕上げとなる最終年度を迎えるにあたり、当社グループは2025年3月19日に「2021-2025年度JALグループ中期経営計画ローリングプラン2025」を発表いたしました。同中期経営計画の完遂に向け努力してまいります。

当社グループでは今後、90機規模の機材導入を計画しております。2030年以降を見据え、確実な成長を果たせるよう、柔軟性をもった機材計画を立て、新造機の導入に備えております。最新鋭機材の導入を加速することで、お客さまにより良いサービスを提供するとともに、省燃費機材への更新により、さらなるCO₂排出量削減にも努めてまいります。

来期はコロナ後の環境変化の中で着実に業績を回復させ、次なる成長へ向けた基盤を構築してまいります。来期の通期連結業績予想につきましては、同中期経営計画ローリングプランでお示した事業環境等を踏まえ、連結売上収益1兆9,770億円、EBIT2,000億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,150億円を見込んでおります。なお、算出にあたり、米ドル円為替レートは145円、航空燃油費の一指標であるシンガポール・ケロシンの市場価格を1バレルあたり90米ドルとしています。

株主還元方針

当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保を確保しつつ、継続的・安定的な配当に加え、自己株式の取得を柔軟に行うことで、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としております。

配当金額については、配当性向を概ね35%程度を目安としつつ、継続性・安定性および予測可能性を重視して決定してまいります。加えて、自己株式の取得については、当社の財務状況などを見据え、積極的かつ柔軟に実施を検討いたします。これにより、当社は、ステークホルダーの皆さまへの期間利益および経営資源の適切な配分を実施することで、配当金総額と自己株式取得額の合計額を踏まえた総還元性向について、概ね35%から50%程度の範囲となるよう努めてまいります。

当期は、連結業績などを踏まえ、期末配当案を1株当たり46円、年間配当案を1株当たり86円といたしました。

来期は、通期連結業績予想を踏まえて、年間配当予想は1株当たり92円、うち中間配当予想は1株当たり46円といたします。

今後も継続的かつ安定的な株主還元の実現に努めてまいります。

4 株主優待制度等について

株主優待に関する詳細情報を、
当社Webサイトに掲載しております。
<https://www.jal.com/ja/investor/guidance/>



株主優待の考え方

当社では、最重要事項のひとつである株主還元の他に、株主優待制度を設けております。株主優待制度は、当社の商品サービスを体験いただくことで、当社に親しみをお持ちいただき、JALファンになっていただきたいとの考えで設定しております。なお、株主優待制度は、株主還元の源泉となる企業価値向上につながるものとなるよう設計・運用しております。(*)

優待制度の内容

優待制度として、毎年3月31日ならびに9月30日現在の株主の皆さまに、ご所有株式数等による発行基準に基づくJALグループ国内線50%割引券の発行、旅行商品割引のご案内をいたします。

さらに当社を知っていただくために

商品サービスについて株主の皆さま限定の特別なキャンペーンを企画・実施しており、優待券発行などの際にご案内いたします。当期は、マイルがたまる・つかえるオンラインの総合ショッピングモール「JAL Mall」などのお得なキャンペーンを実施しました。

また、当社を知っていただく機会として、工場見学会やオンライン説明会などを開催しております。

お得なキャンペーンや、工場見学会などのイベントは、株主さま専用サイトにてご案内してまいります。ぜひご登録くださいますようお願いいたします。

株主さま専用サイト
ご登録はこちら



羽田格納庫見学会（イメージ）



株主さま専用サイト

(*)国内線50%割引については、企業価値向上のため収入を最大化する観点から、旅客需要に応じて一便ごとに販売座席数の上限を設けており、便によっては設定のない場合があります。

また、新たな優待制度としてのマイルやeJALポイントの進呈は、直接的に費用となる場合があることから、企業価値向上につながる優待制度としては馴染まないものと考えており、導入の予定はございません。

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、対面、実査に加え、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

日本航空株式会社 監査役会

常勤監査役 北 田 裕 一 ㊞

常勤監査役 菊 山 英 樹 ㊞

社外監査役 久 保 伸 介 ㊞

社外監査役 岡 田 譲 治 ㊞

社外監査役 松 村 眞 理 子 ㊞

株主総会会場ご案内図

場 所	東京都江東区有明2丁目1-6 東京ガーデンシアター
開催日時	2025年6月24日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前8時30分）
交 通	りんかい線「国際展示場」駅より徒歩約7分 ゆりかもめ「有明」駅より徒歩約4分、 「有明テニスの森」駅より徒歩約5分



株主に関する基本情報

上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
証券コード	9201
1単元の株式数	100株
決算期日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
同総会権利行使株主確定日	3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日、9月30日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人 連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711（通話料無料）
（土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時）
ホームページ
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

公告の方法

電子公告により行います。
公告掲載URL
<http://www.jal.com/ja/corporate/publicnotices/>
ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第76期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

（2024年4月1日～2025年3月31日）

本資料に記載する事項につきましては、法令および当社定款第27条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆さまに対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から本資料に記載する事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

日本航空株式会社

目 次

財産および損益の状況	2
主要な事業内容	3
主要な営業所および工場	3
主要な借入先の状況	3
その他JALグループの現況に関する重要な事項	4
株式の状況	5
会社の体制および方針	6
会社役員に関する事項(社外役員に関する事項)	7
会計監査人の状況	8
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務の適正を確保するための体制と当該体制の運用状況	9
連結財政状態計算書	14
連結損益計算書	15
連結持分変動計算書	16
連結注記表	17
貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本等変動計算書	42
個別注記表	43
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	50
計算書類に係る会計監査人監査報告書	52

財産および損益の状況

区 分	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (2025年3月期)
売上収益 (百万円)	682,713	1,375,589	1,651,890	1,844,095
財務・法人所得税前利益 (△は損失) (EBIT) (百万円)	△239,498	64,563	145,235	172,452
EBITマージン (%)	△35.1	4.7	8.8	9.4
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失) (百万円)	△177,551	34,423	95,534	107,038
基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△406.29	78.77	218.61	245.09
投資利益率 (ROIC) (%)	△12.4	3.3	7.3	8.1
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (ROE) (%)	△20.3	4.3	11.1	11.4
資産合計 (百万円)	2,375,724	2,520,603	2,649,232	2,794,913
資本合計 (百万円)	846,067	856,957	948,345	1,016,673
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,830.03	1,867.91	2,082.23	2,233.52
親会社所有者帰属持分比率 (%)	33.7	32.4	34.3	34.9

- (注) 1.当社は国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式控除後の期末発行済株式の総数により算出しております。
3. 当社は、当期利益から法人所得税費用、利息およびその他の財務収益・費用を除いた「財務・法人所得税前利益」をEBITと定義しております。
4. EBITマージン＝ EBIT／ 売上収益
5. 投資利益率 (ROIC) ＝ EBIT (税引後) ／ 期首・期末固定資産 (※) 平均
※固定資産＝棚卸資産＋非流動資産－繰延税金資産－退職給付に係る資産

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

航空運送事業およびこれに附帯または関連する事業。

主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

営業所	
本 社	東京都品川区東品川二丁目4番11号
国 内	札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、青森、秋田、仙台、岩手、東京、新潟、名古屋、金沢、大阪、京都、岡山、広島、松江、山口、松山、高知、高松、徳島、福岡、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、奄美、沖縄
海 外	ソウル、北京、天津、上海、大連、広州、香港、台北、マニラ、バンコク、ハノイ、ホーチミンシティ、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタ、シドニー、メルボルン、ニューデリー、ベンガルール、ドーハ、モスクワ、ウラジオストク、ヘルシンキ、フランクフルト、ロンドン、パリ、グアム、バンクーバー、ニューヨーク、ボストン、シカゴ、ダラス、ロサンゼルス、サンディエゴ、サンフランシスコ、シアトル、ホノルル、コナ
工 場	羽田地区整備センター、成田地区整備センター、大阪地区整備センター

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

当社の主要な借入先の状況については、以下のとおりです。

借入先	期末借入残高
株式会社みずほ銀行	138,769百万円
株式会社三菱UFJ銀行	138,769百万円
株式会社日本政策投資銀行	58,750百万円
株式会社三井住友銀行	39,180百万円

（注）JALグループの借入金の大宗を当社が占めるため重要性の観点から当社の状況を記載しています。

その他JALグループの現況に関する重要な事項

- (1) 航空貨物に関する価格カルテルを行ったとして欧州独禁当局より嫌疑をかけられている事案については、2016年2月に欧州裁判所による当局の課徴金納付命令を取り消す判決が確定しました。しかし、2017年3月、当局が再び当社に対し課徴金納付命令を出したことから、同年5月、当社は、命令の無効確認等を求め、欧州裁判所に再度提訴しました。2022年3月、命令の一部を無効とし、課徴金額を減額する旨の第一審判決が出たことを受け、同年6月、当社は、命令の無効確認等による課徴金のさらなる減額を求め、欧州司法裁判所に上訴しました。また、民事訴訟としては、オランダなどにおいて、航空貨物カルテルにより損害を受けたとして、当社を含む複数の航空会社を荷主が提訴しております。独禁法関連引当金に関しては、将来発生しうる損失の蓋然性と金額について合理的に見積もることが可能なものについては、将来発生しうる損失の見積額を計上しております。なお、JALグループは、海外赴任者に赴任前研修、営業部門を中心に独禁法セミナーやe-learningなどを実施し、カルテル行為の防止を図るとともに、営業部門の管理職に対し半年ごとに遵守状況の確認を義務付けるなど、独禁法遵守体制の強化に努めております。
- (2) 2024年4月と9月に運航中の揺れにより客室乗務員が骨折する事案が発生し、国土交通省航空局により航空事故に認定されました。2025年2月にはシアトルで、着陸後、駐機場に向けて走行中に他社機と接触する事案が米国国家運輸安全委員会(*)により航空事故と認定されました。また、2024年11月には、スプリング・ジャパン株式会社の貨物機が着陸許可を受けた滑走路に地上車両が進入した事案が重大インシデントに認定されました。これらの事案については現在、関係機関による調査が進められています。JALグループは、調査に全面的に協力するとともに、再発防止に取り組んでまいります。

(*)米国国家運輸安全委員会：National Transportation Safety Board (NTSB)

これらの事態の進展によっては、JALグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。その他、事業活動に関し各種の訴訟が提起され、これらがJALグループの事業または業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式の状況（2025年3月31日現在）

1. 当社が発行する株式の状況

（1）発行済株式の総数および株主数

区分	発行済株式総数	株主数
普通株式	437,143,500株	486,262名

（注）発行済株式総数には自己株式586,479株を含んでおります。

（2）大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,071,400	18.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	25,567,000	5.85
京セラ株式会社	7,638,400	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,292,260	1.44
株式会社大和証券グループ本社	5,000,000	1.14
J P モルガン証券株式会社	4,001,550	0.91
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	3,854,740	0.88
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,510,562	0.80
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE ARCUS JAPAN FUND	3,240,000	0.74
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	2,633,531	0.60

（注）持株比率は自己株式586,479株を控除して計算し、小数点第3位以下を切捨処理しております。

2. 当社が保有する株式の状況（政策保有株式）

当社が航空運送事業を経営するに当たっては、営業、調達、サービスの提供等の分野での広範な提携・協業関係の構築および地域社会との良好な関係の維持が不可欠であり、また、グローバル規模での競争に勝ち抜き、成長していくためにもさまざまな分野におけるパートナーとの関係強化を図ることが必要であると考えています。こうした目的を達成するため、当社は他社の株式を取得・保有する場合がありますが、その場合には、ステークホルダーとの信頼関係の維持を前提に、当社の企業価値向上につながる企業の株式を厳選し、保有対象とすることを基本としています。

上場企業の株式の保有については、上述の目的に適った銘柄を必要最小限保有することを基本方針とします。企業価値向上への貢献度については常時検証します。具体的には、受取配当金および株式保有に起因する取引利益について目標資本コストと比較し、定量的検討を行うとともに、定性的な要素も勘案いたします。

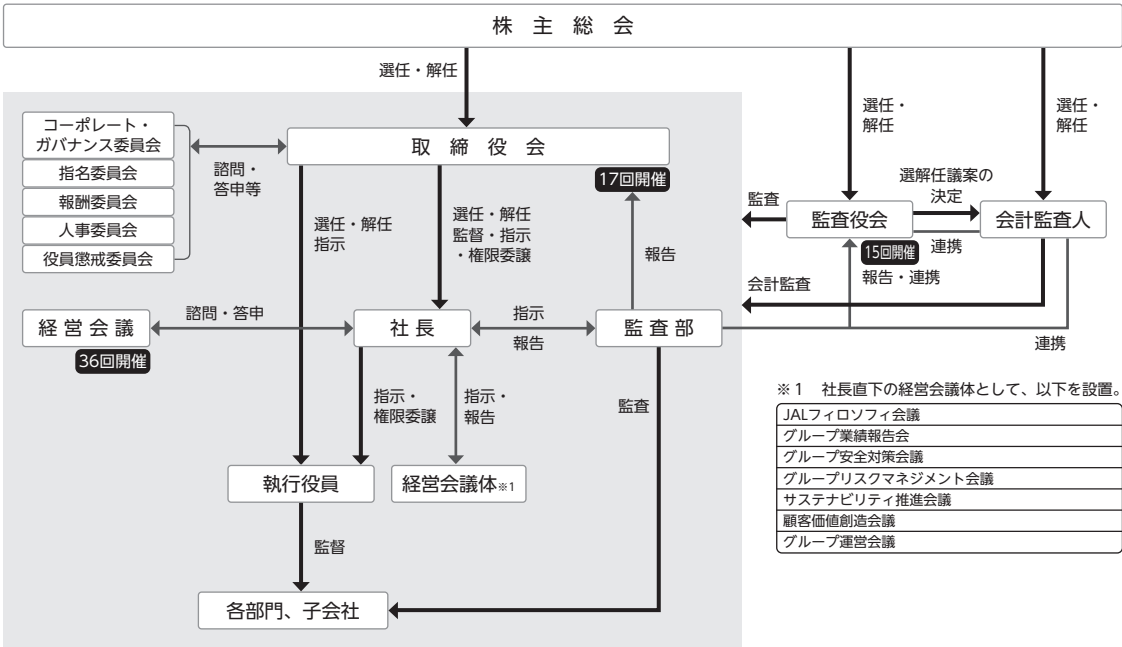
加えて、時価評価額にも留意し、企業価値向上の観点から保有する意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他事業面等で考慮すべき事項にも配慮しつつ売却を検討してまいります。

当社が保有する上場企業の株式については、2025年1月15日の取締役会にて確認いたしました。今後も、政策保有株式については、保有する意義や保有に伴うリターン・リスクについて精査し、保有の適否の検証を継続してまいります。なお、定性的な保有効果は必ずしも現在の株式数を維持せずとも得られうることから、全銘柄につき保有数の縮減の可能性について今後検討していくよう取締役会より指摘がありました。この指摘に基づき、政策保有株式の一部縮減を検討してまいります。

会社の体制および方針

JALグループ企業理念（<https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/group-philosophy/>）のもとに、「JALフィロソフィ」を定め、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、高い経営の透明性のもと、強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を確立し、企業価値の向上に努め、説明責任を果たします。

■コーポレート・ガバナンス体制図



その他、JALグループのコーポレート・ガバナンス、およびリスクマネジメントについての詳細情報を、下記当社Webサイトにそれぞれ掲載しております。

取締役会・取締役	https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/governance/#directors
監査役会・監査役	https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/governance/#auditor
任意の各種委員会	https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/governance/#committee
取締役会の実効性評価	https://www.jal.com/ja/philosophy-vision/governance/#effectiveness
リスクマネジメント	https://www.jal.com/ja/sustainability/governance/riskmanagement/

会社役員に関する事項（社外役員に関する事項）

地位	氏名	取締役会および監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	小 林 栄 三	取締役会100% (17回開催中17回)	世界各地で事業を展開する総合商社の経営のトップとして、グローバルな経営と多角的なグループ企業の統率において豊かな経験と経営に関する高い見識を有し、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する監督を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かし、また、コーポレート・ガバナンス委員会委員長、報酬委員会委員長としての活動を通じて、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しました。
取締役	柳 弘 之	取締役会100% (17回開催中17回)	グローバル展開を推進する企業の経営トップとしての豊富な経験と幅広い知見を有し、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する監督を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かし、また、指名委員会委員長としての活動を通じて、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しました。
取締役	三 屋 裕 子	取締役会100% (17回開催中17回)	企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、人材育成についても豊富な経験と実践的な知見を有し、多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する監督を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かし、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を実施しました。
監査役	久 保 伸 介	取締役会100% (17回開催中17回) 監査役会100% (15回開催中15回)	企業の監査、株式上場、企業再生、M&Aの支援など公認会計士としての長年の経験に基づき、会計の専門家としての見地から、当社の直面する経営問題、取締役会の運営方法、内部統制、リスク管理などについて助言・提言を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かして当社経営への助言・提言を行いました。
監査役	岡 田 譲 治	取締役会100% (17回開催中17回) 監査役会100% (15回開催中15回)	総合商社の経営や財務経理部門の責任者としての実務経験と専門知識、および総合商社の常勤監査役や日本監査役協会のトップとしての豊富な経験に基づき、監査全般に関する実践的な視点から、当社の直面する経営問題、取締役会の運営方法、内部統制、リスク管理などについて助言・提言を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かして当社経営への助言・提言を行いました。
監査役	松 村 眞理子	取締役会100% (14回開催中14回) 監査役会100% (11回開催中11回)	第一東京弁護士会会長を務めるなど、法務、コンプライアンス分野における豊かな経験と見識に基づき、法律の専門家としての見地から、当社の直面する経営問題、取締役会の運営方法、内部統制、リスク管理などについて助言・提言を行うことが期待されるなか、このような経験等を活かして当社経営への助言・提言を行いました。

- ※ 松村眞理子氏は、2024年6月18日開催の第75期定時株主総会において新たに選任され、また同日に監査役に就任したため、出席対象回数が他の社外役員と異なります。
- ※ 当社は国土交通省から、運航に関する安全上のトラブルが相次いで発生したことにより2024年5月27日に「嚴重注意」を受け、運航乗務員に関わるアルコール不適切事案に対し2024年12月27日に「業務改善勧告」を受けました。社外役員の各氏は、本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、事案の認識後は、当該事案の徹底的な調査および対策策定の指示をするなど、その職責を果たしています。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	165百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	330百万円

- (注) 1. 上記①の金額は、すべて公認会計士法第2条第1項の業務に係るものです。
2. 上記①の金額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 非監査業務の内容

当社および一部の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である共同事業に関する合意された手続（AUP^{*}）業務等を委託しています。

^{*}Agreed Upon Procedures

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象などが発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出します。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務の適正を確保するための体制と当該体制の運用状況

＜内部統制システムの基本方針＞

JALグループは、お客さまに最高のサービスを提供し、企業価値を高め、社会の進歩発展に貢献するために、「コーポレート・ガバナンスの基本方針」を定め、その実効性の向上を目指し、以下に述べる体制や事項に関して制度や組織を整え、会社法および会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保します。また、内部統制システムの整備・運用状況を評価検証し、是正が必要な場合は改善措置を講じることとします。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備します。
 - (1) 企業の行動指針である「JAL フィロソフィ」を制定し、取締役・使用人にその実践を促します。
 - (2) 取締役会が「内部統制システムの基本方針」を決定し、総務部が内部統制システムの整備を推進します。
 - (3) リスク管理部がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備および運用状況をモニタリングします。
 - (4) 取締役・使用人の職務執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整えます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備します。

取締役の職務の執行に係る情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存・管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備します。

JALグループ全体のリスクを管理するために、「グループ安全対策会議」「グループリスクマネジメント会議」等を設置し、適切にリスクを管理し、損失の危険の発生を未然に防止します。また、「JALグループ内部統制要綱」等を制定し、総務部が業務の適正性を継続的にモニタリングします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - (1) 定例取締役会を月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催し、JALグループの経営方針・計画等に係る重要な意思決定を行います。また、「経営会議」「グループ業績報告会」等の会議体を設置し、取締役の職務の執行の効率性を確保します。
 - (2) 社内規程により、職務権限、職制権限、業務分掌等を定め、効率的な職務執行を確保するための分権をします。

5. JALグループにおける業務の適正を確保するための体制を整備します。
- (1) 「JALグループ会社管理規程」を制定し、JALグループ各社が「JALフィロソフィ」に基づいて公正かつ効率的に経営を行う体制を確保します。また、「JALグループ内部統制要綱」を制定し、総務部が業務の適正性を継続的にモニタリングします。
 - (2) JALグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制を整備します。
 - (3) JALグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備します。
 - (4) JALグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - (5) JALグループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を整備します。
7. 監査役への報告等に関する体制を整備します。
- (1) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制を整備します。
 - (2) JALグループ各社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備します。
 - (3) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。
8. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を整備します。
9. その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備します。

＜内部統制システムの運用状況＞

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備します。

- (1) 「JALフィロソフィ」およびJALグループ行動規範「社会への約束」を定め、教育等を通じてその浸透・実践を促進しています。
- (2) 「内部統制システムの基本方針」および「JALグループ内部統制要綱」を定め、会社法および金融商品取引法の内部統制の整備・運用および評価を適切に行っています。
- (3) 365日・24時間受付、日英両言語対応可能な窓口を含む公益通報窓口（社内・社外）を設置するとともに、定期的に社員に対し窓口に関する周知を行い、コンプライアンスに係る事案等を早期に検知し、迅速に対応を講じる体制を構築しています。
- (4) 新規取引先候補の属性確認を実施している他、3年ごとに定期審査として属性情報に変更がないかレビューを行っています。
- (5) 取締役に対し、法的留意事項等を説明し、「忠実義務」「善管注意義務」を含む取締役の義務、権限および責任について周知徹底を図っています。また、使用人等に対し、職務執行に必要な知識習得のための教育を実施し、周知徹底を図っています。
- (6) 監査部は、年度計画に基づき、「JALグループ内部統制要綱」に定められた内部管理体制の整備および運用状況を確認しています。各監査ごとに、経営者へ監査結果を報告し、監査役には定期的に、監査の進捗状況、監査結果を報告しています。取締役会において、定期的に監査結果を報告しています。
- (7) 整備監査部は、各種法令、社内規程に従った整備業務が実施されていることを確認しています。
- (8) 安全監査部は、グループ安全対策会議に出席し、当会議提出資料等の確認を通じて、経営の安全に係る討議、関与、指示等を確認しています。また、各生産本部および安全推進本部、各空港に対する内部監査を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備します。

- ・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）および稟議書は、法令および社内規程に従って作成し、保存・管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備します。

- (1) 損失の危険の発生を未然に防止するために、予防的リスクマネジメントのPDCAサイクルを運用・実施しています。また、その取り組みの結果は、グループリスクマネジメント会議・取締役会に報告し、マネジメント評価を実施しています。
- (2) 2024年度に安全上のトラブルにより2回の行政指導を受け、監督官庁に再発防止策を提出しました。経営と社員が一体となって再発防止策を実行します。社外取締役を委員長とする検証委員会が、再発防止策の進捗や有効性を客観的にフォローアップします。以上の取り組みを通じて、安全管理体制の再構築を図ります。

- (3) 首都直下型地震などの不測の事態に備え、大阪にオペレーションコントロールセンター分室を設置するとともに、外部専門家の知見も活用しつつ、事業継続計画の拡充および訓練に取り組み、実効性を向上させています。また、安否確認システムを活用したJALグループ全体を対象とした通報訓練を定期的の実施するなど、常日頃より社員一人一人の危機管理意識の醸成と社員に関する早期の状況把握に努めています。
 - (4) 航空事故・事件の発生時に迅速かつ的確な危機管理対応を実施できるよう、事故のご被災者・ご遺族との窓口となる世話役や事故対策本部の要員を継続して養成しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
- ・取締役会の実効性評価等を通じて、職務権限と会議体の運営方法を毎年レビューするとともに、持続的な成長に向けて、戦略的な討議を実現する環境を整備しています。適切な経営判断を迅速に行うため、社長直下の経営会議体として、「経営会議」「グループ業績報告会」等を設置しています。
5. JALグループにおける業務の適正を確保するための体制を整備します。
- (1) 「JALグループ会社管理規程」および「JALグループ内部統制要綱」を制定し、総務部が主体となり業務の適正性をモニタリングしています。
 - (2) 拡大業績報告会などを通じ、目標達成に向けた取り組みが確実に実行されていることをモニタリングするとともに、指導・支援を行っています。
 - (3) JALグループ各社の総務部門に対して、日常的かつ定期的に連携、情報を共有し、リスクマネジメント体制の強化に資する指導および支援を行っています。
 - (4) 当社とJALグループ各社との間で基本協定書を締結し、事業運営に係る両社の基本的関係を明確にしています。
 - (5) JALグループ各社の経営に携わる取締役等が自らの責任・役割を再認識し、公正かつ効率的な経営を行うための支援を行っています。
 - (6) 監査部はJALグループ各社に対し適切に監査を実施しています。また、取締役会において、定期的に監査結果を報告しています。
 - (7) 整備監査部は、JALグループ各社に対し、各種法令、社内規程に従った整備業務が実施されていることを確認します。
 - (8) 安全監査部は安全監査計画に基づき、グループ安全対策会議に出席し、当会議提出資料等の確認を通じて、経営の安全に係る討議、関与、指示等を確認しています。また、各生産本部および安全推進本部、各空港に対する内部監査を実施しています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を整備します。
- ・監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、使用人

(監査役スタッフ)を配置しています。また、監査役スタッフは監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意のもとに行っています。

7. 監査役への報告等に関する体制を整備します。

- (1) 監査役は取締役会他、重要会議に出席し、役員決裁以上の稟議を閲覧する他、社長インタビュー・関連部のヒアリング・社内各部署の往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しています。監査で認識された課題等については、年2回、監査役会ならびに取締役会に報告するとともに、その後の対応状況について確認をしています。
- (2) 監査役は子会社監査役と定期的に意見・情報交換を行う他、子会社の往査を実施しています。
- (3) 監査役は、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備状況を確認しています。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を整備します。

- ・監査役監査に必要な費用は適切に支払っています。

9. その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備します。

- ・監査役は監査部および監査法人と定期的に意見・情報交換を実施し監査の実効性を高めています。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 (2025年3月31日現在)	第75期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
資 産		
Ⅰ 流動資産		
現金及び現金同等物	749,030	713,867
営業債権及びその他の債権	210,211	173,023
その他の金融資産	3,502	16,472
棚卸資産	49,723	43,949
その他の流動資産	82,899	75,294
小計	1,095,366	1,022,608
Ⅱ 非流動資産		
有形固定資産		
航空機	974,253	871,409
航空機建設仮勘定	147,534	134,745
その他の有形固定資産	92,226	89,396
(有形固定資産合計)	(1,214,014)	(1,095,551)
のれん及び無形資産	94,317	87,189
投資不動産	2,998	3,561
持分法で会計処理 されている投資	24,333	24,259
その他の金融資産	144,056	158,930
繰延税金資産	190,312	229,212
退職給付に係る資産	15,865	12,294
その他の非流動資産	13,648	15,624
小計	1,699,547	1,626,623
資産合計	2,794,913	2,649,232

科 目	第76期 (2025年3月31日現在)	第75期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
負 債		
Ⅰ 流動負債		
営業債務及びその他の債務	179,207	160,052
有利子負債	94,562	106,935
その他の金融負債	63,645	44,972
未払法人所得税	4,960	2,601
契約負債	437,927	368,916
引当金	1,821	3,325
その他の流動負債	56,180	50,396
小計	838,306	737,200
Ⅱ 非流動負債		
有利子負債	801,461	780,358
その他の金融負債	10,581	25,401
繰延税金負債	3,694	3,317
引当金	23,046	23,550
退職給付に係る負債	92,278	120,575
その他の非流動負債	8,872	10,483
小計	939,934	963,686
負債合計	1,778,240	1,700,886
資 本		
Ⅰ 親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	273,200	273,200
資本剰余金	274,242	273,992
利益剰余金	395,719	306,879
自己株式	△1,473	△408
その他の包括利益累計額 その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	35,745	43,171
キャッシュ・フロー・ ヘッジの有効部分	△3,860	11,836
在外営業活動体の 外貨換算差額	1,484	1,275
(その他の包括利益累計額合計)	33,369	56,283
小計	975,057	909,947
Ⅱ 非支配持分	41,615	38,398
資本合計	1,016,673	948,345
負債及び資本合計	2,794,913	2,649,232

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	第75期 (ご参考) (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
国際線旅客収入	781,882	684,523
国内線旅客収入	574,851	556,046
その他の売上収益	487,362	411,320
売上収益合計	1,844,095	1,651,890
その他の収入	17,992	31,330
人件費	△363,471	△334,089
航空燃油費	△380,014	△356,796
減価償却費、償却費及び 減損損失	△155,907	△149,960
その他の営業費用	△794,089	△701,442
営業費用合計	△1,693,483	△1,542,288
営業利益	168,605	140,932
持分法による投資損益	939	469
投資・財務・法人所得税前利益	169,545	141,402
投資収益	5,325	4,490
投資費用	△2,417	△657
財務・法人所得税前利益	172,452	145,235
財務収益	1,789	9,277
財務費用	△15,341	△15,206
税引前利益	158,900	139,306
法人所得税費用	△46,264	△43,394
当期利益	112,635	95,911
当期利益の帰属		
親会社の所有者	107,038	95,534
非支配持分	5,597	377

連結持分変動計算書(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分
2024年4月1日時点の残高	273,200	273,992	306,879	△408	43,171	11,836
当期利益	－	－	107,038	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	△8,260	△15,022
当期包括利益合計	－	－	107,038	－	△8,260	△15,022
配当金	－	－	△37,127	－	－	－
株式に基づく報酬	－	249	－	－	－	－
ヘッジ対象の非金融資産への振替	－	－	－	－	－	△674
自己株式の取得	－	－	－	△1,065	－	－
支配継続子会社に対する持分変動	－	0	－	－	－	－
利益剰余金への振替	－	－	18,929	－	835	－
所有者との取引額合計	－	249	△18,198	△1,065	835	△674
2025年3月31日時点の残高	273,200	274,242	395,719	△1,473	35,745	△3,860

	親会社の所有者に帰属する持分				非 支 配 持 分	合 計
	その他の包括利益累計額			合 計		
	在外営業活動体の 外貨換算差額	確定給付制度 の 再 測 定	合 計			
2024年4月1日時点の残高	1,275	－	56,283	909,947	38,398	948,345
当 期 利 益	－	－	－	107,038	5,597	112,635
その他の包括利益	208	19,764	△3,310	△3,310	612	△2,697
当 期 包 括 利 益 合 計	208	19,764	△3,310	103,727	6,210	109,938
配 当 金	－	－	－	△37,127	△2,608	△39,735
株式に基づく報酬	－	－	－	249	－	249
ヘッジ対象の非金融 資 産 へ の 振 替	－	－	△674	△674	△383	△1,058
自己株式の取得	－	－	－	△1,065	－	△1,065
支配継続子会社に対 する 持 分 変 動	－	－	－	0	△0	△0
利益剰余金への振替	－	△19,764	△18,929	－	－	－
所有者との取引額合計	－	△19,764	△19,603	△38,617	△2,992	△41,609
2025年3月31日時点の残高	1,484	－	33,369	975,057	41,615	1,016,673

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社

連結子会社の数 53社

主要な連結子会社の名称

株式会社ジェイエア、日本エアコミューター株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ZIPAIR Tokyo、スプリング・ジャパン株式会社、株式会社JALUX、株式会社JALUXエアポート、株式会社ジャルカード、株式会社ジャルパック、株式会社JALエンジニアリング

当期、新規出資により設立された1社を連結の範囲に含め、当社を存続会社とする吸収合併により消滅した1社を連結の範囲より除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社

持分法適用関連会社の数 10社

主要な持分法適用関連会社の名称

株式会社エージーピー、空港施設株式会社

4. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

I 金融商品

a 金融資産

(a) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。非デリバティブ金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正

価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で測定しております。

① 負債性金融商品である金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

なお、報告期間を通じて、負債性金融商品のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は保有しておりません。

② 資本性金融商品である金融資産

純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に認識するという指定をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当該指定は、個々の資本性金融資産ごとに実施しております。また、取消不能なものとして継続的に適用しております。

なお、報告期間を通じて、資本性金融商品のうち純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は保有しておりません。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

① 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

② 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、投資収益の一部として当期の純損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するとした資本性金融商品の認識を中止した場合または公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益に累積された金額を利益剰余金に振り替えております。

(c) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産を譲渡し、かつ、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

b 金融負債

(a) 当初認識および測定

当社グループは、売買目的保有として分類されたもの、またはデリバティブである場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。その他の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

① 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

② 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

c 金融資産および金融負債の表示

金融資産および金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

d デリバティブおよびヘッジ会計

外貨建債務については、将来の為替レート変動リスクを回避する目的で、通貨オプション取引および為替予約取引等を利用しております。また、航空燃料の価格変動リスクを抑制し、コストを安定させることを目的として、コモディティ・デリバティブ取引を利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、関連する取引費用は発生時に費用として認識しております。当初認識後は、公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、文書化しております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
 - ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
 - ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること
- ヘッジ比率については、ヘッジ対象の価格変動に対応するヘッジ手段の価格変動の度合い等の経済的関係およびリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。有効性の高いヘッジを行っているため、通常、重要な非有効部分は発生しないと想定しておりますが、予定取引をヘッジ対象としているため、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る場合があります。その場合には、ヘッジの非有効部分が生じます。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

当社グループは、ヘッジ会計の手法としてキャッシュ・フロー・ヘッジのみを採用しております。

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた予定取引の発生可能性が非常に高いわけではなくなったものの、引き続き発生が見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

II 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から販売に要するコストの見積額を控除した額です。原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価ならびに棚卸資産の現在の保管場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

Ⅲ 有形固定資産（リースを除く）

① 認識および測定

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去および設置していた場所の原状回復費用に関する当初見積費用を含めることとしております。

② 減価償却および耐用年数

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。土地および建設仮勘定は減価償却しておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりです。

航空機	8－20年
その他	2－65年

なお、減価償却方法、見積耐用年数および残存価額は毎期見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

Ⅳ のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次および減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

なお、のれんの当初認識時点における測定は、「(6)企業結合」に記載しております。

Ⅴ 無形資産

当社グループは、無形資産の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5年

なお、償却方法、見積耐用年数および残存価額は毎期見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの

変更として将来に向かって適用しております。

Ⅵ 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益を目的として保有する不動産です。投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

投資不動産は、それぞれの見積耐用年数にわたって、主として定額法で償却しております。土地および建設仮勘定は減価償却しておりません。主要な投資不動産の見積耐用年数は次のとおりです。

投資不動産 2－23年

Ⅶ リース

当社グループでは、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部については、リースであるまたはリースを含んだものであると判断し、リースの開始日において使用权資産およびリース負債を認識しております。ただし、短期リースおよび原資産の価値が少額であるリースについては、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

リース負債は、個々の契約に基づくリース開始日現在で支払われていないリース料総額の現在価値で計上し、リース期間にわたってリース料の支払いに応じてリース負債の元本返済と実効金利法に基づく利息の支払いを認識しております。リースの計算利子率または計算利子率を容易に算定できない場合には、通常、当社グループは割引率として追加借入利子率を用いております。

使用权資産は、リース負債の計上額に既に支払い済みの対価やリース終了に際して発生が見込まれる原状回復費用の見積額等の調整を加えた取得原価で計上し、リース期間にわたって定額法により減価償却を行っております。

Ⅷ 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、毎期末日において減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、資金生成単位内の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入しております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を上限として回収可能価額まで戻入しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物・航空機等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績および見積書等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数や賃借期間を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

② 独禁法関連引当金

独禁法関連引当金は、価格カルテルに係る制裁金の支払いに備え、課徴金支払命令の金額等を基に見積り、認識・測定しております。各国独禁当局の判断や訴訟の結果により、支払額が見積額と異なる場合があります。将来において経済的便益の流出が予想される時期は、期末日より1年を経過した後と見込んでおりますが、将来の各国独禁当局の判断や訴訟の動向等により影響を受けます。

③ 環境対策引当金

環境対策引当金は、CORSIA制度におけるCO₂クレジットの購入義務に備え、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。国際航空業界の動向等により、支払額が見積額と異なる場合があります。将来において経済的便益の流出が予想される時期は、期末日より1年を経過した後と見込んでおります。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レート、収益および費用については為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その後在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

(4) 退職後給付の会計処理方法

従業員の退職後給付制度として、確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。

① 確定給付制度

確定給付型退職後給付制度に関する確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を独立した年金数理人が予測単位積増方式により毎期算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度から生じるすべての給付負債（資産）の純額の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。

過去勤務費用は、純損益として即時に認識しております。

② 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が勤務サービスを提供した期間に費用として認識しております。

(5) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等、およびIFRS第16号「リース」に基づくリース収入を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、主な事業として国際線および国内線の航空機による旅客、貨物および郵便、手荷物の航空輸送サービスを提供しております。通常、航空輸送役務が完了した時点で当社の履行義務が充足され、収益を認識しております。

その他、具体的な収益認識の基準は、「11. 収益認識に関する注記」に記載しております。

(6) 企業結合

企業結合は、支配が当社グループに移転した場合に取得法を用いて会計処理をしております。被取得企業における識別可能な資産および負債は原則として取得日の公正価値で測定しております。のれんは、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額に対する比例的な取り分として測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行っております。取得日から1年以内の測定期間において、取得日時点で存在した事実および状況について新しい情報を入手した場合は、暫定的な金額を遡及修正しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 会計上の見積り

連結計算書類の作成にあたり、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす仮定に基づく見積りを行っております。これらの見積りは、過去の実績および報告期間の末日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した、経営者の最善の見積りおよび判断に基づいておりますが、将来における実際の結果は、これらと異なる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

なお、将来業績の見積りは、当社グループの中期経営計画を基礎としており、中期経営計画期間の需要予測ならびに燃油価格、為替に関する市況変動の予測を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定には不確定要素があり、今後の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える見積りは次のとおりです。

(1) 収益認識

航空運送に係る収益は、対価の受領時等において契約負債として認識し、航空輸送役務の完了時に収益計上しております。

航空輸送に使用される予定のない航空券販売（失効見込みの未使用航空券）は、航空券の条件や過去の傾向を考慮して適切な認識のタイミングを見積り、収益認識しております。

また、当社グループは会員顧客向けのマイレージプログラム「JALマイレージバンク」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社グループおよび提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。

付与したマイレージの内、将来顧客が行使することが見込まれる分を履行義務として認識し、顧客がマイレージの利用に際して選択するサービスの構成割合を考慮して独立販売価格を見積り、取引価格はこれらの履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は契約負債として認識し、マイレージの利用に従い収益計上しております。

当期末における契約負債の金額は437,927百万円です。

(2) 航空機等の減価償却費

航空機、航空機エンジン部品および客室関連資産等の各構成要素の耐用年数決定にあたり、将来の経済的使用可能予測期間を考慮して、減価償却費を算定しております。

当期末における航空機の金額は974,253百万円です。

(3) 固定資産の減損

期末日現在の対象資産（帳簿価額：有形固定資産1,214,014百万円、のれん及び無形資産94,317百万円、投資不動産2,998百万円）について、減損が生じている可能性を示す事象があるかを検討し、減損の兆候が存在する場合には、当該資産について減損損失の計上要否の検討を行っております。

当期においては、営業利益が計上され、将来業績の見積りにおいても引き続き営業利益を見込んでいるため、減損の兆候はないと判断しております。

なお、当期の減損損失は、主に売却または廃棄が決定した航空機部品について、資金生成単位を変更し、見積回収可能価額まで減額したものです。

(4) 繰延税金資産の認識

当社グループは、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および繰越欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しております。当社および一部の国内連結子会社はグループ通算制度を利用しており、グループ通算制度の適用対象法人においては、法人税は通算グループの将来課税所得等に基づき回収可能性の判断を行い、地方税は各法人の将来課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。税務上の繰越欠損金については、繰越期間内において予測される将来の課税所得等の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度および控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当期末における繰延税金資産および負債の金額は、それぞれ190,312百万円および3,694百万円です。

6. 連結財政状態計算書関係

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金	11,197百万円
(2) 有形固定資産および自己所有の投資不動産の減価償却累計額	942,562百万円
(3) 担保に供している資産および担保に係る債務	
(担保に供している資産)	
・ 航空機	353,013百万円
・ その他	8,682百万円
(担保に係る債務)	
・ 1年内返済長期借入金	55,635百万円
・ 長期借入金	140,002百万円

担保提供資産は、金融機関との取引における一般的な取り決めにより、返済期限の到来した債務の元本および利息の返済がなされず債務不履行となった場合等に、当該担保を処分し、債務返済額に充当または相殺する権利を、金融機関が有することを約定されております。

なお、担保提供資産は、以下の3社が金融機関との間で締結した、各社設立の目的となる事業に係るシンジケート・ローン契約に基づく各社の債務を担保するために根質権を設定した資産を含んでおります。

- ・ 東京国際空港ターミナル株式会社(関連会社)
- ・ 熊本国際空港株式会社
- ・ 北海道エアポート株式会社

(4) 偶発債務

保証債務

(銀行借入金等に対する保証)

・ JALUX AMERICAS,Inc.他 959百万円

(リース債務に対する保証)

・ ジェットスター・ジャパン株式会社 1,449百万円

7. 連結持分変動計算書関係

(1) 当期末日における発行済株式の総数に関する事項

発行済株式総数	普通株式	437,143千株
	自己株式	586千株

(2) 配当金に関する事項

① 配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,665	45.0	2024年3月31日	2024年6月19日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	17,462	40.0	2024年9月30日	2024年12月5日

② 配当金支払基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	20,082	46.0	2025年3月31日	2025年6月25日

8. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・燃油価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の

方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替リスクまたは燃油価格の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

なお、当社グループは市場性のある有価証券を保有しておりますが、取引・協業関係の構築・維持・強化を目的としており、市場価格の変動リスクについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、支払期日からの経過情報、事業状況または財務状況の不利な変化等を考慮しております。信用リスクの著しい増加を示す客観的な証拠には、債務不履行または債務者の重大な財政的困難等が含まれております。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、当社グループは、特定の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値です。

当社グループの債権の区分ごとの信用リスクのエクスポージャー（貸倒引当金控除前）は次のとおりです。

- ・区分1：区分2および区分3以外の債権
- ・区分2：支払遅延の期間が相当程度長期化している取引先等に対する債権
- ・区分3：支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものと判断された債権

	営業債権及びその他の債権	その他の金融資産
	全期間の予想信用損失と同額を 貸倒引当金として計上するもの	信用減損金融資産
	百万円	百万円
区分1	210,569	—
区分2	610	—
区分3	5,589	13,195
合計	216,769	13,195

債務保証については、注記「6. 連結財政状態計算書関係（4）偶発債務」に表示されている債務保証の残

高が、当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

当社グループでは、取引先の信用力や債権の回収状況に基づき、貸倒引当金を算定しております。

重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクが類似する債権ごとにグルーピングし、全期間の予想信用損失と同額を貸倒引当金として計上しており、同種の資産の過去の貸倒実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。

信用リスクが著しく増加していると判定されていないその他の債権については、原則として12カ月の予想信用損失と同額を貸倒引当金として計上しており、同種の資産の過去の貸倒実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。

ただし、信用リスクが著しく増大していると判定された資産および信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失と同額を貸倒引当金として計上しており、取引相手先の財務状況に将来の経済状況の予測を加味した上で個別に算定した回収可能価額と、帳簿価額との差額をもって算定しております。

債権については、その全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

将来回収できないことが明らかな金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額し、対応する貸倒引当金の金額を減額しております。

当社グループが計上する貸倒引当金の増減は次のとおりです。

	営業債権及びその他の 債権	その他の金融資産
	全期間の予想信用損失 と同額を貸倒引当金と して計上するもの	信用減損金融資産
	百万円	百万円
2024年3月31日	6,551	4,322
増加	89	460
減少	△ 82	△ 143
2025年3月31日	6,558	4,639

当期中の営業債権及びその他の債権の著しい増減が、貸倒引当金の増減の変動に与える影響は軽微です。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。また、当社は緊急時の流動性確保を目的として取引先金融機関3社とコミットメントライン契約を締結しており、一部の連結子会社においてもコミットメントライン契約を締結しております。

④ 為替リスク管理

当社グループは、日本国外においても事業を展開しており、主に米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

当社グループは、為替変動リスクを軽減するために、収入で得た外貨は外貨建の支出に充当することを基本とし、加えて大半が米ドルに連動した価格となる航空機燃料・航空機の取得にあたってはヘッジ取引を行っております。その結果、為替リスクに対するエクスポージャーは極小化されていると認識しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループは、航空機の購入等の多額の設備投資を必要としており、その資金需要に応じる為に金融機関や市場から資金調達を行う可能性があります。当社グループの資金調達コストについては、金利の変動が影響するものの、重要性が乏しいため、金利変動リスクに係る感応度分析の開示は省略しております。

当社グループは、金利相場の状況について、モニタリングを行っております。

⑥ 燃油価格の変動リスク管理

当社グループは、燃油価格の変動から生じる燃油費の支払額の変動リスクに晒されております。

当社グループは、燃油価格の変動リスクを軽減するため、コモディティ・デリバティブ取引を行っており、また、燃油価格の上昇分を一部燃油特別付加運賃として顧客に転嫁しております。その結果、燃油価格の変動リスクに対するエクスポージャーは極小化されていると認識しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットは、市場における観察可能性に応じて以下のいずれかに分類されます。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、直接または間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、流動の有利子負債)
短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

活発な市場のある資本性金融商品の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。
活発な市場のない資本性金融商品等の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法等により算定しております。投資事業有限責任組合への出資については、組合財産に対する持分相当額により算定しております。

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関から提示された為替相場等の観察可能なインプットに基づき算定しております。

(非流動の有利子負債)

将来キャッシュ・フローを、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は次のとおりです。

なお、公正価値で測定する金融商品、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品、および重要性の乏しい金融商品については、次表に含めておりません。

	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円
償却原価で測定する金融負債		
非流動		
社債	338,576	324,736
長期借入金	417,546	421,766
合計	756,123	746,503

(注) 社債の公正価値はレベル 2 に、他の非流動の有利子負債の公正価値はレベル 3 にそれぞれ分類しております。

③ 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは次のとおりです。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	44,742	－	43,987	88,730
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資事業有限責任組合への出資	－	－	14,881	14,881
ヘッジに指定されたデリバティブ資産	－	3,070	－	3,070
合計	<u>44,742</u>	<u>3,070</u>	<u>58,869</u>	<u>106,682</u>
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
ヘッジに指定されたデリバティブ負債	－	8,624	－	8,624
合計	<u>－</u>	<u>8,624</u>	<u>－</u>	<u>8,624</u>

9. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

公正価値 2,853百万円

(注) 当期末の公正価値は、「不動産鑑定評価基準」を参考に当社グループで測定した金額です。

また、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額(実勢価格または査定価格)や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 2,233円52銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 245円09銭 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

	報告セグメント				計	内部取引 調整	合計
	フルサービス キャリア事業	LCC事業	マイル／金 融・コマー ス事業	その他			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
国際線							
旅客収入	696,529	85,517	－	－	782,047	－	－
貨物郵便収入	131,621	－	－	－	131,621	－	－
手荷物収入	1,675	－	－	－	1,675	－	－
小計	829,826	85,517	－	－	915,344	－	－
国内線							
旅客収入	571,665	3,347	－	－	575,012	－	－
貨物郵便収入	31,462	－	－	－	31,462	－	－
手荷物収入	478	－	－	－	478	－	－
小計	603,605	3,347	－	－	606,953	－	－
国際線・国内線合計	1,433,432	88,865	－	－	1,522,297	－	－
マイル／金融・ コマー ス収入	－	－	200,355	－	200,355	－	－
旅行収入	－	－	－	116,162	116,162	－	－
その他	18,378	15,265	－	136,107	169,751	－	－
合計	1,451,810	104,131	200,355	252,270	2,008,567	△164,472	1,844,095
顧客との契約から認識 した収益							1,840,632
その他の源泉から認識 した収益							3,463

(注) 1 セグメントの金額はセグメント間連結消去前の金額です。

2 その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれております。

3 当社グループは当期より報告セグメントを「フルサービスキャリア事業」「LCC事業」「マイル／金融・コマー
ス事業」に変更しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、国際線および国内線に関する旅客・貨物・郵便および手荷物の輸送業務を中心とした「航空運送事業（フルサービスキャリア事業・LCC事業）」、会員顧客に対するマイレージサービスを中心とした「マイル／金融・コマース事業」、および「その他」を営んでおります。

これらの事業から生じる収益は主としては顧客との契約に従い計上しており、約束された対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客との契約からの対価の中に、取引価格に含まれていないものはありません。

なお、当社グループは会員顧客向けのマイレージプログラム「JALマイレージバンク」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社グループおよび提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。付与したマイレージ分を履行義務として認識し、契約負債に計上しております。取引価格は、サービスの利用割合や失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は連結財政状態計算書の「契約負債」として繰延べ、マイレージの利用に従い収益を認識しております。

航空運送事業（フルサービスキャリア事業・LCC事業）

航空運送事業（フルサービスキャリア事業・LCC事業）においては、国際線および国内線の航空機による「旅客」、「貨物郵便」、「手荷物」の輸送に関連するサービス等を提供しており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。

旅客収入

主に航空機による旅客輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは運送約款等に基づき、顧客に対して国際線および国内線の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されます。販売に当たっては、売上値引きの実施や販売実績に応じた割戻の支払いを行うことがあるため、取引の対価には変動が生じる可能性があります。また取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

貨物郵便収入

主に航空貨物および航空郵便の輸送業務により得られる収入であり、当社グループは国際線および国内線に係る貨物および郵便の輸送サービスを行う義務を負っております。当該履行義務は貨物および郵便の航空輸送役務の完了をもって充足されます。なお、売上収益に含まれる変動対価の額に重要性はありません。また取引の対価は、通常、貨物および郵便の航空輸送役務の完了後、主として2カ月以内に受領しております。

手荷物収入

主に航空機による旅客輸送に付随して行う手荷物輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは顧客に対して国際線および国内線手荷物の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は手荷物の航空輸送役務の完了をもって充足されます。なお、売上収益に含まれる変動対価の額に重要性はありません。また取引の対価は、通常、手荷物輸送当日において受領しております。

マイル／金融・コマース事業

マイル／金融・コマース事業においては、JALマイレージバンク会員顧客に対する当社グループおよび提携他社による特典サービスの提供や、クレジットカード関連サービスの提供、卸売および小売等を通じた商品

の販売等を行っております。主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。

マイル／金融・コマース収入

マイレージに係る特典サービスの提供から得られる収入や、クレジットカード関連サービスの提供から得られる収入、商品の販売から得られる収入が含まれております。マイレージに係る特典サービスの提供から得られる収入において、当社グループは会員顧客に対して付与されたマイレージと引き換えに当社グループまたは提携他社による特典サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は特典サービスの提供の完了をもって充足されます。取引の対価となる金銭等の受領時期はマイレージを付与するサービスによって異なります。当社グループの航空輸送サービスの利用に応じて付与されるマイレージに係る対価の受領時期は主に当該航空輸送サービスの利用前の一定時点であり、提携他社によるサービスの利用に応じて付与されたマイレージに係る対価は主に当該サービスの利用後の一定時点に受領しております。クレジットカード関連サービスの提供から得られる収入において、当社グループは主に顧客であるカード会員に対して決済サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務はカード会員との契約に基づく会費の期間に応じて充足され、取引の対価は、通常、履行義務充足前の一定時点に前もって受領しております。また、商品の販売から得られる収入において、当社グループは、店舗およびeコマースにおいて、主に衣料品、雑貨、食品等の商品の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う義務を負っております。当該履行義務は商品の引渡の完了や顧客による検収の完了をもって充足され、取引の対価は、通常、履行義務の充足以後の一定時点に受領しております。なお、これらの売上収益に含まれる変動対価の額に重要性はありません。

その他

その他の事業においては、航空輸送を利用した旅行の自社による企画販売や外国航空会社便のグランドハンドリングサービスの受託等を行っております。旅行の企画販売に係る収益はサービスの提供に伴い一定期間にわたって認識しており、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。また、外国航空会社便のグランドハンドリングサービスに係る収益は主にサービスの提供完了時点で認識しており、取引の対価は、通常、履行義務の充足以後の一定時点に受領しております。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 債権および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は次のとおりです。

	期首残高	期末残高
	百万円	百万円
顧客との契約から生じた債権	155,051	192,187
契約負債	368,916	437,927

契約負債は主に、役務提供時に収益を認識する航空運送契約および旅行契約について、顧客からの前受対価に関連するもの、および、当社グループ航空券やクレジットカードの利用のほか、提携他社サービス等の利用に伴って顧客に付与するマイレージの未行使分に関連するものです。

当期において契約負債残高は69,010百万円増加しております。主に当社グループ航空券の残高が増加したことによります。

当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは267,615百万円です。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当期において、将来役務提供が見込まれる顧客からの前受対価に関連するものや、将来顧客が行使することが見込まれるマイレージに係る残存履行義務に配分した取引価格等の総額は437,927百万円です。これは、顧客へのサービス提供の進捗に応じて、今後主に3年以内の期間にわたり収益を認識します。

③ 契約コスト

当社グループにおいては、顧客との契約獲得のための増分コストおよび履行のためのコストから認識した資産はありません。なお、当社グループはIFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、認識するはずの資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(公募永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）の発行)

当社は、以下の条件で公募永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）を発行いたしました。本永久劣後債は、償還期限の定めがなく利息の任意繰延が可能であるという特徴に鑑み、IFRSにおける「資本性金融商品」に分類され、当社の連結財政状態計算書上「資本」に計上されます。

社債の名称	第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保 永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）	第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保 永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）
社債総額	150,000百万円	28,900百万円
利率	年3.218% 2025年4月16日の翌日から2030年4月16日までは固定利率、2030年4月16日の翌日以降は変動利率（2030年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生）	年4.124% 2025年4月16日の翌日から2035年4月16日までは固定利率、2035年4月16日の翌日以降は変動利率（2035年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生）
払込期日	2025年4月16日	
償還期日	期限の定めなし ただし、2030年4月16日以降の各利払日において、本永久劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能	期限の定めなし ただし、2035年4月16日以降の各利払日において、本永久劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能
資金使途	最新鋭機材（エアバスA350型・ボーイング787型など）の購入に係る設備投資の一部に充当する予定	
劣後特約等	本永久劣後債は、清算手続、破産手続または日本法によらない外国における清算手続、破産手続または清算手続もしくは破産手続に相当する手続において劣後性を有する 本永久劣後債に係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められていない 当社の裁量により、本永久劣後債の利息の全部または一部の支払いの繰り延べが可能	

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第76期 (2025年3月31日現在)	第75期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
現金預金	704,974	686,195
営業未収入金	184,888	159,983
貯蔵品	34,677	29,852
短期前払費用	16,634	14,908
その他の流動資産	84,812	93,612
貸倒引当金	△29,474	△36,782
小計	996,513	947,770
Ⅱ 固定資産		
(有形固定資産)	(1,046,011)	(922,078)
建物	29,702	27,873
構築物	215	242
機械装置	9,600	9,441
航空機	841,720	735,055
車両運搬具	4,410	2,864
工具器具備品	9,696	9,382
土地	747	747
建設仮勘定	149,918	136,470
(無形固定資産)	(85,030)	(79,079)
ソフトウェア	85,023	79,075
その他の無形固定資産	6	4
(投資その他の資産)	(368,377)	(401,938)
投資有価証券	62,533	74,093
関係会社株式	76,392	76,125
関係会社社債	5,185	5,185
その他の関係会社有価証券	8,763	9,506
長期貸付金	12,894	22,760
長期前払費用	8,170	9,558
前払年金費用	3,745	3,121
繰延税金資産	170,332	189,602
その他の投資	21,719	29,084
貸倒引当金	△1,359	△17,099
小計	1,499,419	1,403,097
資産合計	2,495,932	2,350,867

科 目	第76期 (2025年3月31日現在)	第75期 (ご参考) (2024年3月31日現在)
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
営業未払金	170,716	159,412
短期借入金	155,076	162,429
1年内償還社債	—	10,000
1年内返済長期借入金	54,469	56,609
未払金	18,146	14,787
リース債務	994	696
未払法人税等	2,072	2,183
未払費用	25,464	20,486
契約負債	392,926	327,924
預り金	27,981	22,463
航空運送預り金	40,604	31,746
その他の流動負債	7,246	2,934
小計	895,698	811,674
Ⅱ 固定負債		
社債	340,000	260,000
長期借入金	340,873	395,342
リース債務	3,355	3,563
退職給付引当金	75,177	70,641
独禁法関連引当金	4,284	4,284
環境対策引当金	2,101	—
その他の固定負債	30,818	48,347
小計	796,610	782,179
負債合計	1,692,309	1,593,854
純資産の部		
Ⅰ 株主資本		
資本金	273,200	273,200
資本剰余金		
資本準備金	266,341	266,341
資本剰余金合計	266,341	266,341
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	245,661	173,555
利益剰余金合計	245,661	173,555
自己株式		
自己株式	△1,473	△408
自己株式合計	△1,473	△408
株主資本合計	783,729	712,688
Ⅱ 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,616	32,502
繰延ヘッジ損益	△3,722	11,822
評価・換算差額等合計	19,894	44,325
純資産合計	803,623	757,013
負債・純資産合計	2,495,932	2,350,867

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第76期	第75期 (ご参考)
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
営業収益	1,511,202	1,361,281
事業費	1,226,000	1,107,618
営業総利益	285,201	253,663
販売費及び一般管理費	163,896	159,984
営業利益	121,305	93,678
営業外収益	20,878	24,981
受取利息及び配当金	13,681	14,182
為替差益	－	6,120
その他の営業外収益	7,197	4,677
営業外費用	22,449	16,037
支払利息	12,509	10,645
為替差損	3,897	－
その他の営業外費用	6,042	5,392
経常利益	119,734	102,621
特別利益	20,311	21,792
貸倒引当金戻入額	17,674	1,802
抱合せ株式消滅差益	2,542	－
受取保険金	－	19,971
その他	95	17
特別損失	3,289	28,425
貸倒引当金繰入額	1,179	3,689
投資有価証券評価損	1,148	40
固定資産処分損	938	797
航空機材除却損	－	14,423
支払補償金	－	7,760
その他	22	1,714
税引前当期純利益	136,757	95,988
法人税、住民税及び事業税	△3,374	△1,228
法人税等調整額	30,898	32,099
当期純利益	109,233	65,117

株主資本等変動計算書(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益 剰 余 金	利益剰余金計 合		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	273,200	266,341	266,341	173,555	173,555	△408	712,688
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△37,127	△37,127		△37,127
当 期 純 利 益				109,233	109,233		109,233
自 己 株 式 の 取 得						△1,065	△1,065
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	72,106	72,106	△1,065	71,040
当 期 末 残 高	273,200	266,341	266,341	245,661	245,661	△1,473	783,729

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	32,502	11,822	44,325	757,013
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△37,127
当 期 純 利 益				109,233
自 己 株 式 の 取 得				△1,065
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△8,886	△15,544	△24,430	△24,430
当 期 変 動 額 合 計	△8,886	△15,544	△24,430	46,609
当 期 末 残 高	23,616	△3,722	19,894	803,623

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない

決算日の市場価格等による時価法

株式等以外のもの

評価差額は全部純資産直入法

売却原価は移動平均法

市場価格のない

移動平均法による原価法または償却原価法

株式等

その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

取引に係るリース資産

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生した翌期より11年で定額法により費用処理しております。過去勤務費用は、発生時に費用処理しております。

貸倒引当金	一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権等は回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
独禁法関連引当金	価格カルテルに係る制裁金の支払いに備えるため、将来発生しうる損失の見積額を計上しております。
環境対策引当金	CORSIA制度におけるCO ₂ クレジットの購入を目的とした支払いに備えるため、将来発生しうる費用の見積額を計上しております。

- (5) 収益の計上基準 当社は、国際線および国内線の航空機による旅客、貨物郵便、および手荷物の輸送サービスを主な事業としております。通常、航空輸送役務が完了した時点で当社の履行義務が充足され、収益を認識しております。
- (6) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前期において、「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の総額の100分の10超となったため、当期より区分掲記しております。なお、前期の「貸倒引当金戻入額」は1,802百万円です。

前期において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10超となったため、当期より区分掲記しております。なお、前期の「投資有価証券評価損」は40百万円です。

前期において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産処分損」は、特別損失の総額の100分の10超となったため、当期より区分掲記しております。なお、前期の「固定資産処分損」は797百万円です。

3. 会計上の見積り

計算書類の作成にあたり、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす仮定に基づく見積りを行っております。これらの見積りは、過去の実績および事業年度の末日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した、経営者の最善の見積りおよび判断に基づいておりますが、将来における実際の結果は、これらと異なる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した期間およびそれ以降の将来の期間において認識されます。

なお、将来業績の見積りは、当社グループの中期経営計画を基礎としており、中期経営計画期間の需要予測なら

びに燃油価格、為替に関する市況変動の予測を主要な仮定として織り込んでおります。
これらの仮定には不確定要素があり、今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。
経営者が行った計算書類の金額に重要な影響を与える見積りは次のとおりです。

(1) 収益認識

航空運送に係る収益は、対価の受領時等において契約負債として認識し、航空輸送役務の完了時に収益計上しております。

航空輸送に使用される予定のない航空券販売（失効見込みの未使用航空券）は、航空券の条件や過去の傾向を考慮して適切な認識のタイミングを見積り、収益認識しております。

また、当社グループは会員顧客向けのマイレージプログラム「JALマイレージバンク」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社グループおよび提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。

付与したマイレージの内、将来顧客が行使することが見込まれる分を履行義務として認識し、顧客がマイレージの利用に際して選択するサービスの構成割合を考慮して独立販売価格を見積り、取引価格はこれらの履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は契約負債として認識し、マイレージの利用に従い収益計上しております。

当期末における契約負債の金額は392,926百万円です。

(2) 航空機等の減価償却費

航空機、航空機エンジン部品および客室関連資産等の各構成要素の耐用年数決定にあたり、将来の経済的使用可能予測期間を考慮して、減価償却費を算定しております。

当期末における航空機の金額は841,720百万円です。

(3) 固定資産の減損

期末日現在の対象資産（帳簿価額：有形固定資産1,046,011百万円、無形固定資産85,030百万円）について、減損が生じている可能性を示す事象があるかを検討し、減損の兆候が存在する場合には、当該資産について減損損失の計上要否の検討を行っております。

当期においては、営業利益が計上され、将来業績の見積りにおいても引き続き営業利益を見込んでいるため、減損の兆候はないと判断しております。

なお、当期の減損損失は、売却または廃棄が決定した航空機部品について、資産のグルーピングの単位を変更し、見積回収可能価額まで減額したものです。

(4) 繰延税金資産の認識

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金が将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を認識しております。

当社はグループ通算制度を利用しており、法人税は通算グループの将来課税所得等に基づき回収可能性の判断を行い、地方税は当社の将来課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。税務上の繰越欠損金については、繰越期間内において予測される将来の課税所得等の見積に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度および控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当期末における繰延税金資産の金額は170,332百万円です。

4. 貸借対照表関係

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 825,107百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

航空機	345,512百万円
関係会社株式	0百万円
関係会社社債	5,185百万円
長期貸付金	3,330百万円
投資有価証券	2,039百万円

(担保に係る債務)

1年内返済長期借入金	54,469百万円
長期借入金	140,873百万円

担保提供資産は、金融機関との取引における一般的な取り決めにより、返済期限の到来した債務の元本および利息の返済がなされず債務不履行となった場合等に、当該担保を処分し、債務返済額に充当または相殺する権利を、金融機関が有することを約定されております。

なお、担保提供資産は、以下の3社が金融機関との間で締結した、各社設立の目的となる事業に係るシンジケート・ローン契約に基づく各社の債務を担保するために根質権を設定した資産を含んでおります。

- ・東京国際空港ターミナル株式会社（関連会社）
- ・熊本国際空港株式会社
- ・北海道エアポート株式会社

(4) 保証債務等

保証債務

(銀行借入金等に対する保証)

株式会社北海道エアシステム	4,123百万円
日本エアコミューター株式会社	700百万円
その他	0百万円

(リース債務に対する保証)

ジェットスター・ジャパン株式会社	1,449百万円
------------------	----------

(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	96,101百万円
短期金銭債務	214,632百万円
長期金銭債権	16,987百万円
長期金銭債務	1,476百万円

5. 損益計算書関係

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業収益	102,313百万円
営業費用	407,241百万円
営業取引以外の取引高	32,215百万円

6. 株主資本等変動計算書関係

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当期末日における発行済株式の総数に関する事項

発行済株式総数	普通株式	437,143千株
	自己株式	586千株

7. 税効果会計

繰延税金資産の発生 の主な原因は、税務上の繰越欠損金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生 の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

8. 関連当事者との取引
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議 決 権 の 所 有 割 合 又 は 被 所 有 割 合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 ZIPAIR Tokyo	所有直接 100%	—	コード シェア等	航空機賃貸取引に 付随した資金の貸 借(注1)	借入金額： 56,601 返済金額： 28,284	短期借入金	28,317
子会社	株式会社 JALエンジニア リング	所有直接 100%	兼任1名	整備関連 業務委託	航空機・エンジ ン・装 備 品 の 整 備、および整備管 理業務 (注2)	200,174	営業未払金	7,755

取引条件及び取引条件の決定基準等

- (注) 1. 利率については、リース取引の金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 契約単価については、市場価格等を勘案して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,840円82銭
- (2) 1株当たり当期純利益 250円12銭

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

連結計算書類の「11. 収益認識に関する注記」に同様の情報を記載しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(公募永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）の発行)

当社は、以下の条件で公募永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）を発行いたしました。

社債の名称	第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保 永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）	第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保 永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）
社債総額	150,000百万円	28,900百万円
利率	年3.218% 2025年4月16日の翌日から2030年4月16日までは固定利率、2030年4月16日の翌日以降は変動利率（2030年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生）	年4.124% 2025年4月16日の翌日から2035年4月16日までは固定利率、2035年4月16日の翌日以降は変動利率（2035年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生）
払込期日	2025年4月16日	
償還期日	期限の定めなし ただし、2030年4月16日以降の各利払日において、本永久劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能	期限の定めなし ただし、2035年4月16日以降の各利払日において、本永久劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能
資金使途	最新鋭機材（エアバスA350型・ボーイング787型など）の購入に係る設備投資の一部に充当する予定	
劣後特約等	本永久劣後債は、清算手続、破産手続または日本法によらない外国における清算手続、破産手続または清算手続もしくは破産手続に相当する手続において劣後性を有する 本永久劣後債に係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められていない 当社の裁量により、本永久劣後債の利息の全部または一部の支払いの繰り延べが可能	

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

日本航空株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴 戸 通 孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本航空株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本航空株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表12.の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年4月16日を払込期日とする第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

日本航空株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	穴 戸 通 孝
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中 敦
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本航空株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表11.の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年4月16日を払込期日とする第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上